

雜録

標準用語集 機械用語の部 資源局版 此用語集は東京府より紹介のものにて下記の添書あり其全文を紹介することとする。

亥調第 106 號 昭和 10 年 4 月 30 日

本會宛 東京府總務部長(出)

機械關係標準用語使用促進方に關する件

政府に於ては本年 3 月 6 日内閣告示第 7 號を以て 機械標準用語を公布實施せらるゝことゝ相成候處今般資源局より該用語の使用普及方に關し別途郵送印刷物(用語集)1 部配付相成候に付ては之が使用を勧行すると共に貴會の關係方面に對しても使用方を勸奨し普及を期せらるゝ様御配慮相成度候

追て資源局に於て以上標準用語集を工業調査協會をして發行せしめ各方面の需要に應ぜしめられ居り候に付購入御希望の向は直接同協會に御申込相成度御参考迄申添候

頒布實費 1 冊 金 22 錢 申込先 神田區旅籠町 34
工業調査協會 電話下谷 4817 番振替口座東京 81898 番

支那山西省生産事業の概況の内鑛業、製鐵

(昭和 10 年 2 月 15 日附在支帝國大使館參事官若杉要報告)

山西の鑛業 山西の礦物埋藏量は極めて豊富で石炭、石膏、硫磺、鉛等共種類多く就中石炭の埋藏は支那に於て最重要の地位を占むるのみならず、世界的に見ても甚だ重要な地位を占め、山西は全國燃料供給の中心とも云ひ得べく、從て鑛業は最重要視する要がある。

(1) 石炭 端的に云へば山西は「全省之石炭」なりとも云ひ得べく、地質調査所の王竹先の調査に従へば之を次の 7 大區に分つことが出来る。(イ)平孟潞澤炭區は太行山脈一帶の陽曲東山以南山西東南邊の普城に至る 23 縣に涉る地方で、此地區は山西全省の 1/4 を占め 埋藏量は 500 億 t に達し、其中無煙炭及半無煙炭 3 億 t あり。(ロ)汾臨炭區は汾河以西呂梁山脈の南半部一帶及汾陽以南では更に西南黃河沿岸の鄉寧に至る地方を含む 13 縣に涉る地方で、埋藏量 300 餘億 t あり、何れもコークスに適する有煙炭である。(ハ)河興離隰炭區は山西の西部黃河の東岸に近く最北部は扁關から南は隰縣に至る細長い地帶で、9 縣に涉り 埋藏量 180 億餘 t である。(ニ)太原西山炭區は太原西山一帶の陽曲以西文水に至る 5 縣に涉る地方で、其西北部の靜樂縣の一部を含み 埋藏量 80 餘億 t 中 30 餘億 t は無煙炭であり、有煙炭は何れもコークスに適す。(ホ)寧武炭區は寧武一帶の 4 縣を含む地方で埋藏量 70 億 t あり。(ヘ)大同炭區は大同から西南朔縣に至る 5 縣の地方で、埋藏量有煙炭 90 餘億 t あり。(ト)渾五炭區は東北部の渾源五臺の間にあり河北省境一帶の 5 縣に涉る地方に散在する小炭區の總稱で埋藏量 15 億 t あり。

前記炭區の總埋藏量は 1,270 餘億 t に達し、其中にはこの以外の小炭田は含まれて居ない、各炭區の石炭埋藏量次の通り。(イ)

平 孟 潞 澤 炭 區	50,824,945,730
汾 臨 炭 區	32,062,487,950
河 興 離 隰 炭 區	18,045,361,100
太 原 西 山 炭 區	8,136,819,600
寧 武 炭 區	7,866,358,500
大 同 炭 區	9,601,742,000
渾 五 炭 區	1,576,995,332
合 計	127,114,710,212

山西の石炭埋藏量は前記の如く豊富であるが、採掘量は多いとは云ひ難い、土法採掘の方法は早くより行はれ、現在各地に行はれつゝあるが、但し其生産能力は極めて小で運搬も不便な爲大抵近傍の使用に供せらるゝに止まり、大量の輸出は總て相當大規模な採鑛公司の手に依て行はれて居る、山西石炭界の第一人者は保普公司で、同公司は嘗て前清時代に山西商務局と英商との間に協定された平孟潞澤一帶の鐵石炭採掘に關する獨占権に反対して成立せるもので、我國の利權擁護の魁をなしたものであつて、資本金 280 餘萬元の商辦會社で、本社は平定に置き、平定孟縣、壽陽一帶の石炭採掘をなし、支社を大同の口泉鎮及普城に設けて居る、平定地方には保普公司の外資本金 120 萬元の建昌公司及三、四の小資本會社あり何れも多く無煙炭を採掘して居るが、其採掘量は市場と運輸狀態に依り増減あるも、前記各公司の最大採掘能力は合計少く共 200 萬 t に達する見込であるが、昭和 8 年には僅に 70 萬 t を產したに過ぎず、其中 60 萬 t は正太鐵道で省外に輸出せられた、大同は大量的有煙炭の產地で附近の口泉鎮には保普公司支社の外普北鑛務局(從來官辦であつたのを商辦に改め現在資本金 150 萬元)、同寶鑛業公司(資本金 300 萬元なるも經營を誤り破産し、現在では土法の大規模なものに落ち 1 日 50 t を產す)協興公司(資本金 15 萬元で洋式と土法を併用す)、同泰公司(資本金 10 萬元大規模の土法採掘をなす)等の諸會社あり、是等諸社の採掘量は環境に左右せられて増減するが最高能力は 1 日保普 1,500 t、普北 3,000 t 其他合計 2,500 t で、總額 1 箇年 250 萬 t であるが實際は 80 萬 t 近の記録はあるが、最近は 50 萬 t を產するに過ぎず、其中 26 萬 t は平綫線で輸出せられて居る、普城には保普の支社があるが運輸不便で同地方の需要に應ずるのみで、僅に一部分驟馬で清化鎮を経て鐵道に依り運出されて居る、同社 1 箇年採掘量 5 萬 t である、以上は稍々規模の大きなものに就て述べたのであるが、小規模の炭坑所謂土窓に至つては石炭の埋藏ある地方には何處にもあり、多きは 1 縣 2,30 箇處に及んで居る、是等土窓は經驗と金のある者が労働者をして礦脈の地表に現出して居る部分を坑夫に掘らし、炭層に掘當てたら成功で其後は礦主が坑夫を雇つて採掘さるものもあり、坑夫が自分で採掘して礦主と分配するものあり、何れにしても別に資本を要する譯でなく設備も何もない、是等土窓採掘の產炭量は計算出來ないが其供給範囲は大體 100 支里以内の地方に過ぎない、例外として鄉寧地方の土窓は山西の西南角一帶の 10 數縣全部に供給せられて居る、山西各地の石炭生産費は非常に安價で平定一帶の無煙炭は生産費 1 t 3 元、其賣價 4 元に過ぎず、他地で 1 t 30 元以上に賣られて居るのは運賃、稅金、仲介商人の利益を含むからである、又大同の有煙炭の生産費 1 t 3 元、土窓炭は更に安く 1 元位である、而して土窓炭の運搬には數 10 里に付約 1 元で、100 里以内に土窓のある地方では炭價は左程高價でない、山西の西南部の運城、永濟一帶は最寄の鄉寧から 2,300 里あり炭價は 16,7 元に達する處は牛馬に依りて運搬せられるからで礦業の發展には鐵道、水運の便が必要であることは之に依つても解る、山西炭の輸出は鐵道のある地方に限られ、正太路に依る もの 60 萬 t 240 萬元、平綫路に依るもの 26 萬 t 80 萬元合計 86 萬 t 320 萬元で、之を山西の石炭埋藏量と比較すれば誠に微々たるもので現在採鑛設備生産能力の 1/6

に過ぎない、山西の無煙炭及有煙炭が品質優良なるにも拘らず輸出量少く、各地石炭市場で他炭に追随し得ないのは一に運搬能力の小なる關係で、元來支那の鐵道は年來軍事行動に依り破壊せられ、運搬能力は著しく阻害せられ、例へば平綏線の如きは大同から 1 日 800 t を輸送し得るのみで、之を 10 倍にしても同地方の各炭坑は之に應じ得べく、市場も亦之を消化出来るだらう、又平定の石炭は石家莊を経て平漢線で輸送せられて居るが、目下の處正太線の輸送は問題はないが、平漢線の運輸能力は非常に不足して居り、若し正太路を海口迄延長出来れば同地方無煙炭の輸出は必らずや激増するであらう、要するに若し鐵道輸送能力の制限さへなければ山西の炭坑會社は全力を擧げて採掘に從事し、而も省内需要は土窯炭の供給に委して採炭の全部を輸出し得る可能性があり、同時に土窯の產炭も増加すべく、新に大規模な公司の設立を見ずとも產額は著しく増加する見込である。

(2) 鐵 山西には鐵鑄の存在する地方尠からず其中平定、昔陽、和順一帶と普城、高平、長治一帶最も著しくこの外陽曲、五臺、寧武等にも存在する。然し其採掘製鍊は各地共土法に依るもの多く、大規模のものは一つもないが、平定の保普公司のみは資本金 70 萬元で製鐵工場を附設し、同地方の土鑄を買集めて製鐵し、1 箇年 2 萬餘 t を產し、同省の需要に充つる外 1 萬餘 t 3、40 萬元を輸出して居る、普城一帶は鐵鑄の非常に豊富な地方で從來製鐵業甚だ盛で、西北一帶に於て使用せらるゝ鐵は何れも同地方から供給して居たが、外國銅鐵の輸入を見るに至つては以來同地方の製鐵業は大打撃を受け現在 1 箇年の產額 5,6,000 t (大部分鐵器に製造す) 中 500 餘 t 3 萬餘元を陝西に輸出して居るのみである、元來同地方一帶は鐵鑄豊富なる上燃料も便利で、其上人民が長年の製鐵業の經驗を有し當然製鐵業の勃興すべき地方であるが、其發達を見ないのは交通不便の爲で、同地は道清鐵道の清化から 100 餘里の近距離にあり乍ら、途中に嶮峻な山があつて道清鐵道を同地迄延長しなければ運輸の不便は免れない、五臺と寧武の鐵鑄は曾て試掘したものがあつたが、本式に採掘されたことなく、同地方は何れもコクスに適する有煙炭を產し、製鐵に非常に便利な地方であるが其開發の先決條件は矢張交通である。(海外經濟事情昭和 10 年第 9 號)

ルクセンブルグ 1934年經濟事情の内製鐵業(通商局)

▲上半期

概観 1934年(以下本年)上半期中ルクセンブルグ太公國經濟界には特に注目すべき事象なかりき。經濟恐慌は依然各部門に亘り猖獗を極めたるも、經濟界は格別の惡化なく、良く周圍の情勢に順應し、之を隣接諸國に比すれば比較的良好なる狀態にありたり。生活費は顯著なる低下を示し、同指數は本年1月は685なりしも6月には646に下り、6箇月間の平均は662なりき。(1914年100)。

製鐵業 鎔鑄爐數 46 基の内、作業せるもの 21 基にして銑鐵及
鋼鐵生産高は歐洲製銅カルテルの決定したる廃數計畫の結果次の如
く著しく減少せり。(廃)

1934 年上半年	1933 年上半年
945,499	1,009,455
931,828	1,001,933

之に反し本年 6 月國際販賣組合の設立を見たる以來價格は著しく改善せられたり。

4月並6月發表せられたるアルベ及ハデル二大製鐵組合の昨年
度貸借対照表は巨大なる利益を掲げたり。

然し乍ら輸出方面は常にあらゆる困難に逢着し、經濟國家主義の強化と貨幣價格の不安定とは國內市場を有せざるルクセンブルグ製

鐵業に新なる不安を與へつゝあり。

尙ペルバル、アルペ、テール、ルージュ園工場は新生産制限方法を採用し良好なる成績を擧げつゝあり。

其他諸工業 製作工場、鑄物工場、中小礦山、石盤採掘所並手袋工場等は猛烈なる恐慌に見舞れつゝあり、而も是等は總て輸出工業なる爲關稅障礙及財政窮乏等の理由に依り著しく不利なる地位に立ち其内或ものは破産の運命に陥せり。

▲下半期

概説 本期中に於ても經濟界は大なる變化なかりき。工業は多少の恢復を見せ海外市場に於ても依然其地位を維持し、他方國內取引は圓滑にして休業工場少く金融狀態は良好なりき。豫算は窮迫し且經濟恐慌永續は漸次國家負擔を増大し行くにも拘らず下院に於て討議中の豫算案に據り考ふるに國家財政狀態は健全なり。生計指數は6月には646はりしも其後徐々に上昇の途を辿り、本年12月には662に達したり。然れども本年1月1日の685(1914年100)に比較するに依然著しき低下を示せり。今經濟界の諸重要部門に就て一覽する次の如し。

製鐵業 製鐵業は今尙生産制限と國際貿易を重壓する各種の不安定に脅かされつゝあるも價格及生産の安定並餘裕ある財產状態に依り大會社は容易に營業を繼續せり。歐洲製鋼カルテル及び國際販賣組合の有益なる調節的活動は組合員の意見に依れど單に危機の増大を阻止せる而已ならず假令僅少にせよ市場の改善に貢獻する所ありたり。

英國半製品製造業者の要求せる新關稅率問題は年末に於てクルセンブルグ輸出業者の多大の注意を喚起せり。一方ザール地方の獨逸復歸はザールの生産品販賣を全然變更すべく而も製鐵業者は此の地方に多大の利害關係を有する爲必ずやルクセンブルグの經濟に種々の反動を齎すべし。

本期に於ける銑鐵及鋼鐵の生産高を上半期及昨年下半期に比較するに次の如し。(単位t)

	銑 鐵	鋼 鐵
1934 年下半期	1,009,759	1,000,549
同 上半期	945,499	931,828
1933 年下半期	878,083	842,905
業 諸工場は一層の活動を見せたる結果次の如く鑛産物の採 増産を來せり。(単位噸)		
1934 年下半期	1,990,712	
同 上半期		1,837,536
1933 年下半期		1,682,568

(海外經濟小説略稿 第10回)

(昭和 10 年 2 月 13 日附在米帝國商務畫官井上豐次氏報告)

日本の軍需品並金屬工業旺盛となりたる爲、米國より鐵竈鋼鐵半製品及鋼鐵工場產品の輸出は、1932 年の 295 萬 9,000 弗より 1933 年の 784 萬 5,000 弗に増加し、其内鐵及鋼鐵層は夫々 132 萬 5,000 弗及 473 萬 9,000 弗となれり。銅鑄塊及層の輸出は 1932 年には 17 萬 4,000 弗なりしも、1933 年には 198 萬 1,000 弗に増加せり。

對日貿易統計鐵銅鉛

品 目 輸 出	1932 年		1933 年	
	數 量	價額(千弗)	數 量	價額(千弗)
鐵及鋼鐵工場產品	—	2,959	—	7,845
鐵及鋼鐵屑(單位1,000t)	164	1,325	548	4,739
鐵及鋼 鐵精製品	—	749	—	414
銅 (鑄塊及棒) (單位1,000 lbs)	448	34	28,158	1,589
古 及 屑 銅 (同)	2,716	140	7,899	392
鉛 塊 (同)	40,439	826	42,472	758

探鑽獎勵金交付規則

商工省令第二號

探鑽獎勵金交付規則次ノ通定ム

昭和 10 年 4 月 22 日

商工大臣 町田 忠治

探鑽獎勵金交付規則

第1條 商工大臣ハ鉛鑽、錫鑽、安質母尼鑽、水銀鑽、亞鉛鑽、格魯謨鑽、満俺鑽、重石鑽、水鉛鑽又ハ「ニッケル」鑽ノ探鑽ノ目的トシテ坑道ヲ掘鑽セントスル鑽業權者ニ對シ本則ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ獎勵金ヲ交付ス

第2條 獎勵金ノ額ハ坑道掘鑽ニ要シタル費用ノ半額以内ニシテ次ノ各號ノ1 = 該當スル金額ヲ限度トス

1 水平坑道 = 在リテハ延長 1 メートルニ付 15 圓

2 壓坑 = 在リテハ深度 1 メートルニ付 30 圓

第3條 獎勵金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ申請書ニ次ニ掲グル事項ヲ記載シ每年 4 月 30 日迄ニテ商工大臣ニ提出スベシ

1 鑽區所在地

2 鑽業權登錄番號及鑽山名

3 探鑽セントスル鑽種名

4 地質鑽床ノ狀態及從來ノ稼行狀況

5 探鑽作業計畫

6 探鑽費豫算

7 交付ヲ受ケントスル獎勵金ノ額

前項ノ申請書ニハ探鑽作業計畫ヲ示シタル鑽區圖寫及圖面ヲ添附スベシ

第4條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者前條第 1 項第 5 號ニ掲グル事項ヲ變更セントスルキハ豫メ商工大臣ノ承認ヲ受クベシ

第5條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者ハ探鑽日誌及探鑽費支出簿ヲ備ヘ探鑽日誌ニハ掘鑽ノ狀況及地質鑽床ノ狀態ヲ、探鑽費支出簿ニハ探鑽 = 關スル支出ヲ記載スベシ

探鑽費支出簿ニ記載シタル支出ニ付テハ之ヲ證スルニ足ル書類ヲ備ヘ置クベシ

第6條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者ハ探鑽日誌ニ基キ毎月 10 日迄ニ其ノ前月分ノ掘鑽ノ狀況及地質鑽床ノ狀態ヲ商工大臣ニ報告スベシ

第7條 重大ナル事故ニ因リ探鑽作業ニ支障ヲ來シタルトキハ獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者ハ其ノ概要ヲ遲滯ナク商工大臣ニ報告スベシ

第8條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者ハ商工大臣ノ承認ヲ受クルニ非ザレバ探鑽作業ヲ休止シ又ハ廢止スルコトヲ得ズ

獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者鑽業權ヲ移轉シ承繼人ニ於テ探鑽作業ヲ繼續セントスルトキハ當事者連署ノ上商工大臣ノ承認ヲ受クベシ

第9條 商工大臣必要アリト認ムルトキハ獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者ニ對シ探鑽作業ノ中止又ハ探鑽作業計畫ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第10條 探鑽作業ガ豫定ノ延長又ハ深度ニ達シタルトキハ獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者ハ遲滯ナク其旨ヲ商工大臣ニ届出スベシ

第11號 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者獎勵金ノ交付ヲ受ケントスルトキハ商工大臣ニ獎勵金交付ノ申請書ヲ提出スベシ

前項ノ申請書ニハ掘鑽ノ狀況及地質鑽床ノ狀態ヲ示シタル圖面並ニ探鑽費支出明細書ヲ添附スベシ

第12條 商工大臣必要アリト認ムルトキハ獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者ニ對シ其ノ探鑽作業又ハ會計ニ關シ報告ヲ爲サシメ書類、帳簿又ハ探鑽作業ノ狀況ヲ検査スルコトヲ得

第13條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者又ハ獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者次ノ各號ノ1 = 該當スルトキハ商工大臣ハ獎勵金交付ノ指令ヲ取消シ、獎勵金ノ額ヲ減少シ又ハ既ニ交付シタル獎勵金ノ全部若ハ一部ノ返還ヲ命ズルコトアルベシ

1 本則又ハ本則ニ基キテ命ジタル事項ニ違反シタルトキ

2 獎勵金交付ノ條件ニ違反シタルトキ

3 探鑽作業計畫ヲ變更シ又ハ探鑽作業ヲ休止シ若ハ廢止ハタルトキ

4 探鑽作業中止ノ命令ヲ受ケタルトキ

5 詐欺其ノ他不正ノ行爲アリタルトキ

6 探鑽費ノ決算額が豫算額ト著シク相違スルトキ

第14條 本則ニ依リ商工大臣ニ提出スペキ書類ハ鑽山ノ所在地ヲ管轄スル鑽山監督局長ヲ經由スベシ

附 則

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第3條中 4 月 30 日迄トアルハ昭和 10 年度ノ獎勵金交付申請ニ限り 5 月 31 日迄トス

第67回帝國議會衆議院に政府提出鐵の輸入

稅に關する法律案並に議事

政府提案

鐵の輸入稅に關する法律案

關稅定率法別表輸入稅表第 462 號に掲ぐる物品にして本法別表に掲ぐるもの、輸入稅は本法施行の日より昭和 12 年 3 月 31 日迄同輸入稅表に依らず本法別表に依る

附 則

本法は公布の日より之を施行す

本法を施行する期間は政府特に必要ありと認むるときは勅令により之を短縮することを得

(別表)

品 名	單 位	稅 率
鐵(別號に掲げたる特殊鋼を除く)		
1 塊及錠		
甲 銑鐵	每 100 斤	0.18
丙 其の他		
丙の 1 シートバー(ティンバー等)含む	每 100 斤	0.34
丙の 2 其の他	從 價	7 分 5 厘
2 條及竿(テー形、アンダル形等の形狀を有するものを含む)	每 100 斤	0.74
3 レール(フィッシュプレートを含む)	每 100 斤	0.64
4 ワイヤロッド(巻きたるもの)	每 100 斤	0.65
5 板		
甲 金屬を鍛ぜせるもの		
甲の 1 厚 0.7 ミリメートルを超えるもの		
口 其の他	每 100 斤	1.32
甲の 2 (厚 3 ミリメートルを超えるもの)	每 100 斤	0.95
甲の 3 其の他	每 100 斤	0.74

13 筒及管(別號に掲げざるもの)

甲 金屬を鍛せざるもの

甲の 2 其の他

ロ 其の他

ロの 1 (内徑 150 ミリメートルを超えるもの) 従 價 9 分

ロの 2 其の他 従 價 7 分 5 厘

備考 従量税率の単位は圓とす

〔國務大臣高橋是清君登壇〕

○國務大臣(高橋是清君) 只今議題となりました關稅定率法中改正法律案外 4 件を一括して、今回の關稅改正の趣旨を説明致します。鐵の關稅は昭和 7 年に於きまして其税率の引上を行つたのであります、其後我國の製鐵業は順調な發達を遂げて參つたのであります、最近鐵の需要が急激に增加致しまして、銑鐵に付ては我國の生産額を以て致しては、到底之に應ずることが出來ませぬ、又鋼材に付きましても充分には參らぬと云ふ状態に相成つて來まして、而も又之に伴ひ價格も一般的に騰貴致したのであります、それで當面の處置と致しては、銑鐵及重要な鋼材の税率を低減し、以て供給の圓滑を圖ると共に、市價の適當なる調節を行ふ必要があると思はれます、而して税率引下の程度に付きましては、現在の關稅を全廢すると云ふやうな急激な方法は避けまして、先づ之を一律に半減すると云ふことが適當であると考へます、尙ほ關稅引下は、一時的の處置として行ふのであります、我國に於ける生産設備の擴張計畫もありますからして、其期間は大體 2 年間を最長限度とするのが妥當であると認めた次第であります。

○議長(濱田國松君) 質疑の通告があります、通告順に從ひ順次之を許します——蔭山貞吉君

〔蔭山貞吉君登壇〕

○蔭山貞吉君 私は只今上程せられたる關稅に關する法律案中、特に鐵の輸入稅に關聯致しまして、製鐵國策の根本方針の二、三に付て、總理大臣、商工大臣、陸海軍大臣、大藏大臣、其他關係の諸大臣に質疑を試みたいのであります。

製鐵國策の重要なことは申す迄もありません、鐵鋼が產業の進展と、國防の整備充實に必須なる材料と云ふことは、申す迄もないこととあります、是が需要供給の圓滑を圖ることは、1 日も忽せにすべからざることであります、然るに最近の鐵鋼の需要供給の増加は洵に急激であります、金額に致しますと、既に 4 億圓を突破すると云ふ状況に在る、從來政府が執り來つた所の鐵鋼の自給策は、洵に現在は行詰りの状態になつて居る、今日此鐵の輸入稅に關する單行法を發布せられたと云ふことは、洵に政府の從來のやり方が悪かつた爲に、斯様な暫定的の法案を出さなければならぬと云ふことになつた、即ち其原因は種々ありますが、第 62 議會に於て製鐵國策、製鐵の合同國策を定められましたが、中途半端である、又指導機關即ち日本製鐵會社、或は傍系會社たる所の銑鐵共販會社、其監督が悪かつた、殊に其監督の方は共販會社に任されたやうな形であります、過度の統制を行つた反面、前途の見越が非常に悪かつた、是は明に政府の執りたる方針が誤りであると云ふことを證明するのであります、當時の政府の執りたる方針はどうであつたかと云ふと、中島商工大臣は第 62 議會に於てどう云ふことを申されたかと云ふと、銑鐵の市價は現在 22 圓乃至 25 圓である、之に 6 圓の關稅を掛けないと、製鐵業者を保護することが出来ない、市價が上つても先づ 2 圓程度である、又中小工業にも影響せぬ、又需要が増加するけれども、それも 15 萬噸位だらう、斯う云ふ風に仰せられたのであり・

ますが、銑鐵の 25 圓の市價が、現在に於ては 45 圓近くになり、商工大臣の言明の倍になつた、又 15 萬噸位の需要と云ふ豫想が 7、80 萬噸になつた、是は明に政府當局が如何にも無定見であつたと云ふことを想像するに餘りあるのであります、本年の銑鐵飢餓狀態を茲に簡単に申上げますと、1 月渡のものが、2 月に入るも手に入らない、建値を喧嘩しく申しても、それが定まらない、政府も非常に努力をされたけれども、1箇月有餘掛つて、漸くにして其建値が決つた、當時新聞紙にも書いてあります、が、銑鐵の値上問題は全く宙に迷ふ、或は又商工當局は首鼠兩端を持して居る、銑鐵は關稅の引下を大藏省で否定をして居る、斯う云ふ風にして、銑鐵の値下問題に關しましては、非常に紛糾をして居つたと云ふことを茲に證明出来るのであります、それが爲に民間の中小工業者は非常に困りました、小さな鑄物屋或は機械屋、斯う云ふものは原料が無い、3 日の原料も無い、斯う云ふ状態であります、名古屋市の機械商の如きは、海外に輸出する小機械の原料が無い、或は金澤市の如きは銑鐵の材料が驛に著くと、號外を發行すると云ふやうな、非常なる飢餓狀態であつたのであります、是は中小工業を指導する上に於て、由々しき重大なる問題であります、私は此重大なる銑鐵飢餓に關しまして、總理大臣は能く其認識をして貰ひたい、又商工大臣、大藏大臣は、特に此點を反省して戴きたいのであります。

次に政府が怠慢と認むべき件があります、それは此銑鐵飢餓を招來して居る今日に於きましては、政府は銑鐵を造るべき願を出して居る、例へば日鐵の方が 1,000 艦鎔鑄爐の新設の願を出して居るに拘らず、昨年 8 月から今日に至る迄、半年の間商工當局はじつと握つて居る、大藏省の方も亦調査に時日を費し、中々許可しない、漸く此鐵の輸入關稅に關する法律案が日程に上つた 5 日の日に、許可したと云ふことが、書いてあります、果してさうであるかどうか、斯う云ふやうな銑鐵の非常な飢餓である此際に、1 日も早く之を許さないと云ふことはいけない、鎔鑄爐を許した所が直ぐ出来るものでない、斯様なことを充分に認識して居らぬと云ふことは、是は商工當局及大藏省の方面に於きましても、充分に注意しなければならぬことであります、斯様な状態であります、今日銑鐵の不足を云ふものは 7、80 萬噸である、又豫備の若干を加へると云ふと、100 萬噸にも近い、果して本年の需要が、商工當局は之を幾らであると見積つて居られるか、或は又此躍進日本の今日の状態から考へると云ふと、國防の充實のみならず、産業の發展に伴うて、幾ら程の鐵が必要と云ふ算定をせられて居るか、之に鑑みまして政府は製鐵增産計畫の所見はどうであるか、殊に鎔鑄爐を新設する計畫があると聞いて居りますが、逐次許可せられるやうな形であります、どう云ふ風な順序を以て此增産計畫をするか。

次に關稅の引下の問題であります、今回關稅を引下げて、さうして市價の低落を圖つたと云ふことは、是は先程申しましたやうに、製鐵國策の誤れることを如實に示し、今日已むを得ざる處置になつたのであります、而して銑鐵の關稅を 3 圓引下げて、又一律に鋼材迄全部引下げたのは如何なる理由であるか、是は特に大藏大臣に御伺するのであります、又大藏省は銑鐵及鋼材の關稅收入見積を幾らに見積つて居るか、續いて關稅の引下後の市價の調査であります、政府が關稅を引下げて、而して其市價は幾らを適當と考へて居るか、實際に於て日鐵の生産原價と云ふものは

33、4 圓程度と伺つて居る、諸種の費用を入れましても、相當

の安價で供給し得ると思ふ、此點を商工當局は條程能く留意されぬと云ふと、幾ら關稅を引下げても亦飛上るのである、殊に今は勅令を以て適當な時期に引下げるに云ふのであります、是は生産業者又需要者の間に於きまして、非常に重大な問題でありますから、其時期は中小工業及一般消費者の關係を充分に考慮して貰ひたい。

次に申上げたいと思ふのは販賣機關の改善であります、政府は現在の銑鐵共販會社と日本製鐵會社の關係を斷たしめて、新なる販賣機關を設ける考はないが、共販會社と云ふものは、是日鐵が出生前に生れたものである、殊にどう云ふものに依つて成立つて居るかと云ふと、滿洲に在る所謂特殊會社、滿鐵と大倉組の本溪湖、及三菱の兼二浦、三井の釜石、之に日印通商の印度銑鐵を一團とする、所謂銑鐵の共販トラストである、所が日鐵は此國家的使命を忘却致しまして、此共販に追隨致しまして利益を得つゝあつた、所謂暴利を貪りつゝあつた、斯様なことをして居りましては、製鐵國策の根本義に反する、此機會に獨立して、獨立獨歩、鐵鋼界の指導に任ずる所の覺悟が必要である、又此共販會社は、昭和7年の銑鐵關稅——丁度此議會を通過し、而して實施されると、直ぐに印度銑鐵の輸入防遏の目的でやられた此關稅の引下、所が此引下で市價が騰がると云ふと、それを好いことに致しまして其市價で矢張其自分の有つて居る品物の價格を上げて居る、印度銑鐵と妥協して、10萬噸ばかりの輸入の特約を毎年行ふやうにして居る、斯様に致しまして、洵に不合理なる暴利を貪りつゝあると云ふことは、今日是は業界に明かであります、殊に此特殊會社は、大資本を擁して居る會社であります、斯う云ふことは資本家の横暴と云ふ譏りを免れ得ないのであります、是は商工當局の監督宜しきを得なかつたと云ふことになります、又共販會社が横暴であると云ふ實例を示しますと云ふと、需要者に對しまして使用量を非常に制限する、又販賣を3箇月に限定をする或は、古鐵の輸入をすると云ふやうな者には中止渡さない、中間に販賣機關がある、販賣機關を通すのであるから、其販賣問屋と云ふものが、又非常に各方面に横暴を働く、斯う云ふやうな狀態であります、此監督に付ては、政府は充分に承知して居るか、斯う云ふやうな狀態でありますから、今後日本製鐵の國家的運用はどうするか、國策上鋼材其他鐵鋼業者の、此根本材料たる所の銑鐵の供給を中心として、さうして需要供給を圓滑にやらせる方法がないか。

次に製鐵獎勵法であります、製鐵獎勵法に付ては政府は確乎たる信念がない、丁度商工大臣は此1月以來、色々言明されて居りますが、1月の末頃には製鐵獎勵法の提案を中止する、斯う云ふ風に言明をして居られますが、それから又暫く経つと、議會に提案をする、2月になると提案をすると言はれて居る、さうすると又更に今度は方針が變つて、又提案が出來ないと云ふやうなことを言つて居られる、製鐵國策が再び立直るといふことは、商工大臣が一個の考で仰しやることは、非常に重大な問題である、大藏省にも關係がある、國家全般に關係がある重大な問題であります、此獎勵法は臨時利得稅、其他今回之關稅の引下、色々なことに關係があるのであります、此種々なる言明をなさることは、大に不安を増す所以である、だから商工大臣は此際明瞭に、明年改めるなら改める、斯う云ふ風に、あつさりした聲明をされたらどうであるか。

又製鐵合同問題、此合同問題を持続するか否か、此問題も非

常に重大な問題であります、只今の製鐵業者は、此合同には50乃至55%しか加へて居らぬのであるから、後の残りをどうするのか、何時の時期にどう云ふやうにやるのかと云ふことを、此處で明に申述べて戴きたいのであります。

次に國防上に於ける鐵鋼の自給自足の問題であります、鐵鋼或は石炭或は屑鐵、斯云ふものは有事の際に非常に必要なものであります、勿論現在の日本製鐵或は昭和製鐵は、重要な任務に服するのであります、又商工大臣と致しましては色々な方針もありませうが、陸海軍大臣として國防上、此有事の際鐵鋼の自給自足の問題を如何に考へるか、又平時に於ける鐵鋼の使用量をどう云ふやうにして居るか、今後數年間は勿論、此以前の數年間の使用量は如何であるか、又陸軍大臣は在滿事務局總裁と致しまして、滿州に於ける鐵の製造高、此所謂生產高は現在はどれ位か、將來はどれ位の見込であるか、殊に滿洲國と致して鐵道を敷く、或は軍備をする、それに相當要ります、其殘りをこちらに廻すと致しましても、其關係はどうなるか、又鐵道大臣、遞信大臣に於きましては、此鐵道船舶に非常に多量の鐵が要ります、之に對して平時に於て、其用意はどう云ふやうにしたら宜いか、拓務大臣に特に御伺しますが、拓務省の所管内に於て、鐵鋼自給上に於て貢獻し得る程度は如何、殊に朝鮮の茂山に鐵礦があると云ふことを聞いて居る、殆に昭和製鐵所を設ける際に、新義州に設けるとか、或は又滿洲に持つて行くとか、色々議論があつたと云ふことに依て、其間の消息を明にし得ると私は思ふのであります、此點如何でありますか、外務大臣に御伺したいのは、帝國の鐵鋼に乏しきことは申す迄もありません、外務大臣は外交上に付ては非常に御熱心であります、併し此鐵の問題に付て、海外の鐵を利用する、資源を利用すると云ふ方針に付ては、如何なる考を有て居られるか、只今殊に中華民國、或は滿洲に向つて、或は露西亞の鐵、或は南洋の鐵、濠洲の鐵と云ふやうに、隨分各方面にあります、其資源の程度は如何であるか、又之を利用し得る方法はどうしたら宜いか、殊に有事の際の外交關係と取引の關係はどうなつて居るか、最近に於きましては印度に向つて42萬噸の銑鐵輸入の豫約をして居る、或は露西亞に對して21萬噸、濠洲に1萬噸の豫約をして居ると云ふことを、共販會社は聲明して居りますが、斯う云ふやうな問題はどうなるか、又製鐵品の輸出獎勵に關する外務省の方針はどうでありますか、要するに製鐵國策は產業の進展と國防の充實上頗る重要なものです、然るに單に商工大臣或は大藏大臣と云ふやうな、一、二の閣僚にのみ之を任せて、從來拋擲してあつたと云ふことは、重大なる過失であります、總理大臣は斯様な問題を充分に認識をして、さうして内閣の統一を圖り、各閣僚も能く鐵鋼國策に付きまして充分なる考慮を拂つて、今迄のやうに鐵鋼國策が宙にフラフラ浮くやうなことのないやうにして貰ひたい、此點に付て總理大臣の明瞭なる御答辯を伺ひたいのであります、之を以て第一の質問を終ります。

[國務大臣町田忠治君登壇]

○國務大臣(町田忠治君) 蔭山君の我國の鐵の國策に對する各方面に亘つての御質問がありました、御尋の事柄は、何れも我國目下の鐵國策の根本に觸れた重大な問題と思ひますが故に、暫時の時間を拜借して、私より商工省の關係して居る方面を申上げて、或は更に大藏大臣其他より御答することを致します、蔭山君の御尋は多方面に亘つて居りましたので、順を逐うて一々申上げた方が宜からうか、或は大體の考の中に申上げて御諒解を得た方が宜から

うかと、實は考へて居りましたが、便宜上我國の鐵國策の根本に對する御尋を主なるものとして是より申上げます、鐵國策は二年前皆さんの御賛同に依つて製鐵合同法律が出來て居るのであります、此目的は私から今更申上げる迄もなく、經營を單純にし、組織を改良して、出來るだけ豊富に、最も安い値で供給すると云ふ事柄が、御賛同の趣意であつたやうに思ひます、爾來其合同の實行に取掛りまして、昨年の初に日本製鐵合同會社が出來たのであります、當初提案したる當局者が豫期したる如く、11會社全部合同に至らずして、現在は6社が合同して、現在の日本製鐵會社が出來て居るのであります、之に對して蔭山君の御尋の御心持にもあつたやうであり、世の中でも或は私の公開の席で申述べたことを、相當強く解釋せられて、茲に多少の惑を生じて居るやうに見えるのは、陰山君が御指摘の如く遺憾であります、私は製鐵大合同の方針には、今の法律の現存して居る限り、之を追うて行く考であります、同時に當初11會社を全部合同すると云ふ、其大方針の實現が、今日の經濟界に於て直ちに之を現はすことは容易ではない、或は當局者が此間に何等かの工作を加へて、所謂アウトサイダーを無理やりに合同せしむると云ふ考は、私は有つて居らぬ、今の合同法は、國家の力を以て強制的に合同せしむると云ふ趣意ではないと解釋して居る、故に將來の經濟界の變遷に依つて、更に是が一層合同すると云ふ氣運が來た時には、是は合同するのが當然であるが、併し無理な手段を以て、或は事務的に之を強て合同させると云ふ考は、私は有つて居らぬと同時に、經營を單純にし、組織を改良して、低廉なる價格に依つて豊富に供給すると云ふ、此方針には何等私は異つた考を有つて居らぬ、斯様な趣意であると云ふことを申述べて置きます、私の考は時々世間には誤解されて居るやうでありますから、此處で蔭君其他諸君の御了解を得て置きます、蔭山君の御話の如く、昨年の春出来ました製鐵合同法に依りますと、日本の鐵の供給が豊富にして且つ低廉に參ると云ふ趣意に出來て居るのに、今日の事情は左様に參つて居らぬではないか、是は當局者が處置を怠り、若くは處置を誤り、若くは又其處置を執ることを躊躇し、又は遲延して居る結果であると云ふ御非難であります、此事に對しては現れたる事實から申しますと、當局者も相當責任を負はなければならぬかと思ひます、併し實際の事情から考へますと、1昨年に於きまして民間の意見を問ひ、當局者が立てました鐵の——假に銑鐵を以て申しますれば、當事の事情に依つて推測して立てました銑鐵の需要は、一般經濟界の好景氣、並に軍需品の需要増加等に依りまして、當初立てましたより30萬噸以外にも殖えて居つた、1昨年の暮に於て推算致しました銑鐵の分量が、凡そ是だけの手當で宜かうと、年の初めに考へて居つたことが、經濟界の好轉の結果、色々な方面で銑鐵の需要が殖えたが爲に、當初の豫定から見れば50萬噸殖えて、是が爲め此手當をすることに相當困難をした、之を當局者並に當局者と協議をしてゐる民間の協會、其他共販會社、製鐵會社等が見込を違へた、其責任があると仰せられゝば、私は之を強て避けるとは申しませぬ、併し實際經濟界に於て需要する分量は、豫め是れ位と想像した所が、意外に多かつた爲に、手違を生じたと云ふのは事實であります、唯此手違が生じた原因は、經濟界好轉の結果であると云ふことに考を置きますと、私共の前任者が左様な計畫を立てゝ、私が之を襲つて責任を負つて居る立場から見れば、其責任の御咎めを蒙ることは甘んじて受けますが、斯る需要の増加を來した經濟界好轉の點から見れば、私は

喜んで其責任を受けて然るべきであると、斯様な考も致すのであります、そこで御尋は澤山ありましたが、斯様な好轉をして、鐵の需要が増して居るに拘らず、增産計畫を怠つて居ると云ふやうな御咎であります、是も指導監督の責任にある私の立場としては相濟まぬことであるが、結果から見れば、指導監督獎勵の責任を怠つたと御咎を下さつても已むを得ませぬ、併し前申します次第で、此增加の趨勢が豫期以上であつた爲に、斯様になつたのであります、現に日本製鐵會社に1,000噸爐の認可を先日致しましたのは、何か愈々鐵の需要が増加して、供給が之に伴はなかつた結果、已むを得ず今日之をやつたやうに、或は御認めであるかも知れませぬが、此計畫は昨年來現れた計畫で、事務當局は技術上に於きましても慎重に考慮して、先日之を許したのであります、併し之を許す前に、既に日本製鐵會社は、大抵許可に相成るものとの考の下に、準備を怠らずやつて居りますが故に、此許可があつて初めて增産計畫の準備に著手すると云ふ譯でなく、凡そ其準備は今日出來て居ることゝ思ひます、又アウトサイダーに於ても相當澤山の計畫があります、之に對して一言申添えることの御許を願ひたひのはアウトサイダーが恐くは1昨年頃からであります、相當大きな某會社が鎔鐵爐を作つて、銑鐵から鋼材を造るまでの一貫作業をする計畫を、商工省に申請されて居つたが、種々なる技術的關係から、其調査に暇取りました點もありませうが、私が就任致し、3代の大臣に此問題が懸つて居つた程に、相當長い時間を要したのであります、若し製鐵合同と云ふ當初の考から言へば、或は之を許さずして、合同した後に增産計畫するのも一つの方法であります、併し私は製鐵合同は結構であるが、國家が強て無理に合同せしめると云ふ態度は面白くない、又諸君が製鐵合同法に賛成された趣意は、國家の力に依つて強制的に合同せしむると云ふ御趣意ではなかつたのであります、故に經濟界の趨勢に依て他日適當な時には合同する機會がまだあらう、併し各會社が經濟界の好景氣に際して、營業が盛んに行はれて、自ら增産計畫をやると云ふので、基礎鞏固なる計畫の下に、技術的にも遺憾ないと云ふことであるならば、之を許すが宜からうと云ふのが私の考方であります、之を許したが爲に、或者は現商工大臣は製鐵合同の方針を變へたと非難するのであります、批評は勝手であります、私は方針は變へませぬ、變へないと同時に、當初の目的は11會社全部を合同させる趣意であつたのが、經濟界の變化に依つて、其合同が力に依るに非ざれば行はれぬと云ふ時に、政府が、其力ないものが、無理に力を以てやるとすれば、茲に無理が生じます、其無理は私は避ける、斯う云ふ考方で今日も進みつゝあるのであります、蔭山君もどうぞ其趣意を御諒承を願ひたひと思ひます、又私の此考に對して、當初此法律に御賛同せられた諸君にして、私の考方が違つて居ると云ふことならば、此席でも、亦議會が終つてからでも、御厚情を以て御意見を承ることを切望して置きます、又當年はどんな安排に增産計畫が成立つて居るかと云ふことに對しましては、或は詳細に委員會で申上げますが、大體今日の所では、10年度の所要見込は銑鐵が310萬噸、其中輸入は60萬噸と云ふ見込を以て其手當を致して居ります、鋼材の方は390萬噸で、此中輸入は45萬噸、斯う云ふ推測の下に手當をしつゝあるのであります。

次に此法案の實體に係ります銑鐵の關稅引下5割、鋼材も亦均しく5割、此點は新聞等を拜見致しましても、相當御意見のある方が多いやうに承つて居りますが故に、私共は出来るならば委員

會に於て、私共が立てました銑鐵5割と鋼材5割の此點に對して、御諒解を得ることに努めます。此席に於て一言申上げた方が御便利と考へますのは、銑鐵5割に對して鋼材の5割と云ふのは同じ率に引下げたと云ふ、率は基礎を置いて鋼材を5割に下げたのではなくして、實際市場の狀況から見ますれば、鋼材に對しても多くのものには5割の引下を致しても、今の製鐵鋼材會社等の、昨年から今日迄の値上り、又今日の實際の市價に徴しまして、5割位の大體引下を致しても、今の鋼材製造會社に、彼等が豫期して居つた利益を與ないと云ふ考ではなくて、昨年に比べれば相當大きな利益が鋼材會社にあるものとして、今後是れ以上に上れば、一般消費階級に相當大きな迷惑を與へると云ふ、今後の暴騰、若くは價格の著しき變化を防ぐことを目的と致しましたのであつて、今の價を引下げると云ふ見地から致しましたことでないと云ふことを一言申上げて、委員會等に於て詳しく述べたいと思ひます。

それから甚だ相濟まぬがもう少し——大變多岐に亘つて居りましたから——もう一つ共販會社のことあります、成程共販會社は製鐵合同の前には、内地の數々の會社、朝鮮、滿洲の會社の主として銑鐵を造るものが相寄つて、一つの組合見たやうなものを組織して、内地の銑鐵を賣捌くことの建値、及外國から印度銑鐵其他を輸入することに對して、一手の獨占の形を成して居つたことは事實であります、先般新聞等に現れました蔭山君の御批評も、大體に於て事實であります、私は日本の鐵の需要供給、並に出來るだけ市價を低廉にすることは、殆ど内地の銑鐵の全部を引受け居り、鋼材の半ばを引受け居る日本製鐵會社は、日本全國の鐵の市價をば統制する力は充分あると斯様に考へて居ります、唯此共販會社が一種の所謂販賣會社となつて、カルテルのやうな弊がありせぬかと云ふ御心配のある方も相當あります、蔭山君も其御一人と考へますが、私は今の共販會社を直ちに解散すると云ふ考は有つて居らず、之を指導し監督して當初の目的に副はせるうやに努めたいと、只今は考へて居ります、併し從來の關係があつて、此共販會社が一般民間の銑鐵を買入れて、鋼材を造る所の澤山の會社が、共販會社の一擧一笑に重きを置いて居ると云ふ意味合があると、時時鋼材會社の方々から、さう云ふやうな訴も受けます、是は果して其難、訴が事實と致しますれば、是は1日も早く矯正しなければなりません、故に商工省としては之を適當なる指導、獎勵、訓戒を加へて、尙ほ吾々の希望して居るやうな理想的な働きが出來ぬ時に、初めて是が改造することに躊躇致さぬとはだけを申上げて置きます、それから御尋の中に、もう一つ合同問題を繼續するか否かとの言明に對しては、先刻申上げたことで大體の御諒解を願つて置きます。

最後に獎勵法のことであります、是は私は蔭山君の御話の如く、私の心持、私の信念から申しますと、此獎勵法が相當に改正する時期に達して居ると、私は斯様に考へて居ります、議會に於ても此質問がありましたら、私の信念は左様である、併し今大藏事務當局と商工事務當局との間に協議中であると、斯様に申して置きました、其事務當局の協議中の問題は、どう云ふ問題であるかと云ふやうなことは、稅の細かい點にも關係致して居りますから、此席では省いて委員會で申します、唯御尋の最も重大なる點は、商工大臣が從來の言明の通り、此議會に之を提出するか否やと、是がはつきりせぬと民間でも相當な疑惑を生じて居る、是は御尤な御尋と私も考へます、私の信念は斯様な信念です、過當な

保護を致す必要はない、併し製鐵業と云ふ重大なる國策に屬するものに對して、政府が從來獎勵をして居つたものを、直ちに之を取ると云ふ考ではなく、資本金、積立金の總體に對して1割に達せぬ間は、之に保護を加へて免稅の特點を與へる、恐くは他にない程の是で餘程大きな特點と考へて居るので、殊に獎勵法始つて以來相當な長い年数が経ちまして、凡そ基礎が鞏固になつたと見らるゝ節が相當多いのでありますから、一般產業に較べて、國策と言ひながら、國策の根本を覆さぬだけの適當な獎勵はするが、それ以上の獎勵をして、或は3割5分の純益とか、4割の純益と云ふやうなことが、此獎勵法の結果としてのみ現れたものでないが、世間から見ますれば如何に國策とは言ひながら、既に根本が成立したものに向つて、何割の配當をすると云ふものに向つて、今後又數10年の保護をすると云ふのは、餘計過ぎると云ふ考方も相當あるのであります、此點に對して私は相當考慮を致しましたが、茲に率直に申上げますと、技術的の關係もありますし、種々なる或は滿洲鐵の關係、色々な點から考慮致しまして、之を議會に提出して御協賛を得ることが、或は困難でないかと思はるゝ節もあります、又此獎勵法の改正を考へました時は昨年の暮であります、まだ銑鐵等の需要不足が斯く迄に參らずに、共販會社を通じて關稅の引下を行はずとも、日本の需要供給が相當參らうかと折角努力中であります、それも見込み立たず、茲に關稅の引下と云ふ問題も加つたのであります、臨時利得稅、關稅の引下、獎勵法の改正、此三つ相重なることは如何であらうと云ふ老巧なる考も閣僚中にあるやうでありますから、私は當年の議會に之を提出することは困難と思ひます、併し私の考方は今のやうな考を有つて居るが、蔭山君が當年出すかと云ふことに對しては、私は種々なる事情から、私の考方が實際に遺憾と思ひますが、之を提出することは困難である、斯様に率直に申上げて置きます(拍手)。

〔國務大臣大角岑生君登壇〕

○國務大臣(大角岑生君) 蔭山君からの海軍に對する御質問に御答を致します、戰時鐵の所要量が激増致しますことは、是は申す迄もないことであります、是が對策に付きましては、慎重に各方面に亘つて考慮して居る次第であります、唯此戰時の所要額が幾何であるか、斯う云ふ御尋に對しましては遺憾ながら御答を差控へたいと思ひます、次に御尋になりましたのは、平時の所要量はどうであるか、最近兩3年の所要量を御尋になりました、それに對して御答を致します、海軍から日鐵へ註文致しました分量は、昭和7年度約5萬2,000噸、昭和8年度約5萬9,000噸、昭和9年度約9萬8,000噸になつて居ります、昭和10年度以後も大體此計數を續けること考へて居ります。

〔國務大臣岡田啓介君登壇〕

○國務大臣(岡田啓介君) 蔭山君に御答致します、私への御尋の第一點は、製鐵國策であつたと思ひます、製鐵國策は自給自足が目標であると思ひます、歴代の政府之に向つて努力し來つたのであります、種々なる情況より、近年鐵の需要が非常に激増したのであります、是からの製鐵國策も同じく自給自足であり、此激増した需要に向つては、政府は增産の計畫に向つて進まなければならぬと考へて居ります、其次は有事の際に鐵礦を何處に求むるか、斯う云ふ御質問であつたかと思ひます、是は非常に重要な問題であります、此爲に滿洲及朝鮮に於ける鐵礦の埋藏量及其品質に付て一通りの調査は致したのであります、私の承知して居

ります所では、富礦は餘り多くないのです、但し貧礦は相當な埋蔵量があるのであります、此貧礦を處理して製鐵を致しますことも、一、二の會社ではやつて居るのであります、是は貧礦と申しましても、其質の良い方でありますから、滿洲朝鮮並に我國にも多數あります以下の中の貧礦で、製鐵をする方法を研究することが必要であると思ひます、又砂鐵から鐵及鋼を擇へることの研究も必要であると思ひます、平時に於ては、我國に近い所から良質の礦石を獲得することも、是亦努力せねばならぬことと思ひます、有事の際には價格の高いことすら忍びますれば、相當な礦石は得られることゝ思ひます、但し價格も高くならぬやうに研究に努力すべきものであると考へて居ります(拍手)。

〔國務大臣林銑十郎君登壇〕

○國務大臣(林銑十郎君) 只今蔭山君より陸軍大臣として、又對滿事務局總裁として御尋になりましたことは、大體次の四箇條と考へます、第一は、陸軍の平戰兩時に於ける鐵の需要に關する狀態、第二は、平時の陸軍に於ける鐵の使用量、第三は、滿洲國の鐵の生産額、現在と將來の見込、第四は、滿洲國の鐵の使用量、陸軍と致しましては、國內の需要を圓滑にならしむると共に、戰時に於きましても、此鐵の供給に支障なり不安のないやうな爲に、種々の努力をして居りますが、此見地に於きまして、只今戰時の鐵供給の確保に關しまして、所謂貧礦の處理法であるとか、或は砂鐵の精鍊法であるとか、或は滿鮮に於きまする探礦の實施であるとか、或は日本製鐵株式會社法第9條に基きまする礦石の貯藏等の研究準備に依りまして、只今の所國防上平戰兩時を通じまして、著しく不安を感じないと云ふ状態にあります、次に平時に於きまする鐵の使用量は、最近1年間約6萬噸内外であります、戰時に於きまする使用量に關しましては、事機密に屬しますので、此席では明言を憚ります、昭和製鋼所の製鐵能力は、今年度の計畫が銑鐵45萬噸、鋼塊40萬噸であります、將來10年度に於きましては、銑鐵が65萬噸、鋼塊58萬噸の豫定であります、それから滿洲國の鐵の使用量状態を申しますれば、昭和8年が約26萬噸、昭和9年度の見込が約46萬噸、大體只今申しました通りに、10年度の計畫に依りまして、銑鐵が65萬噸昭和製鋼所で出來ますが、滿洲方面の使用量は約46萬噸と御承知を願ひます。

〔國務大臣廣田弘毅君登壇〕

○國務大臣(廣田弘毅君) 只今蔭山君の御質問に相成りました、日本として海外の鐵の利用に付ての考はどうであるかと云ふ點に御答致したいと思ひます、日本の製鐵事業の發達に伴ひまして、現在の日本の國內の情勢からは、最も有利なる外國に適當の礦石があれば買入れることが必要でありますので、現在の所は新嘉坡方面だけから礦石を輸入致して居りますが、將來は更に適當な場所がありますれば、無論考慮すべきものであると思ふのであります、此製鐵事業の發達に伴ひまして、又我が鐵製品も自然に増加して参ります、それが軽て海外輸出方面にも相當増進することであらうと思ふのであります、現在に於きましても、相當の鐵製品は輸出致して居りますが、元來此鐵事業と云ふものは、歐米に於て最も發達したる大きな事業でありますので、それ等と日本の製品の發達に伴つて軽て又競争の事態が来る虞もありはせないか、是は餘程注意致さなければならぬと思ふのであります、併ながら我が製鐵の事業と云ふものは、國家の根本企業の一つでありますので、假令相當の障礙が起りますても、是は矢張紡績事業の發達

と相俟つて、將來は自然に發達せしむるべきものであると私は考へて居るのでありますので、貿易上は出来るだけ其販路の擴張にも努力致したいと思ふのであります、又一朝有事の際の問題に付きましては、根本の點は只今總理から御述になつた通りであると思ひますが、それに致しましても、尙且つ海外に其礦石の供給を俟たなければならぬと云ふことも起るであらうと思ふのであります、其點に付きましては滿洲國は勿論のこと、日本の隣國に於ける鐵礦の状況に付ても充分の注意を拂つて置いて、一朝有事の際は之を利用し得るやうな状態に、外交の工作を進めて參るべきものであると思ふのであります、何れに致しましても、外務省と致しましては當業者並に關係當局の趣旨に基きまして、適宜外交の工作を進めて参りたいと思ふ次第であります(拍手)。

〔國務大臣伯爵兒玉秀雄君登壇〕

○國務大臣(伯爵兒玉秀雄君) 朝鮮の鐵礦に付ての御尋でございますが、朝鮮の鐵の產地は主に中部朝鮮以北であります、併し最近に於きましては、南鮮に於きましても相踵いで良好なる鐵礦が發見されつゝあるのであります、現に採掘されつゝありまする鐵礦は、褐鐵礦と赤鐵礦でありまして、何れも相當優良種に屬して居るのであります、其埋藏量は約2,000萬噸と數へられて居るのであります、而して今日尙ほ採掘せられて居らぬもので、而も重要な使命を有つて居りまするものは、只今蔭山君の御指摘になりました咸鏡北道の茂山の磁鐵礦であるのであります、此咸鏡北道茂山の鐵礦は極く優良の鐵礦とは申し兼ねますが、平均40%位の鐵量を含んで居るのであります、而して推定埋藏量は4億噸と言はれて居ります、今日鞍山に於きまする鐵礦に比しまして、其埋藏量は之に匹敵し、而も其品質は遙に優良なりと認められて居るのであります、御承知の通りに今日は製鐵原料が大部分海外より其供給を受けて居るのであります、此茂山の鐵礦は、我が領域内にありまする所の最も大なる資源でありますので、一朝有事の日に於きましては、最も重大なる役割を勤むべき所のものと考へて居るのであります、斯の如き次第でありますから、當局者に於きまして、1日も早く此茂山の鐵礦を開發致しまして軍事上並に産業上に適應するやうに致したいものと考へて居る次第であります(拍手)。

〔國務大臣高橋是清君登壇〕

○國務大臣(高橋是清君) 蔭山君の大藏大臣に対する御質疑は、多くは主管大臣の御答辯に依つて充分に御答が出來て居る、唯大藏大臣に關する點に於ては、銑鐵鋼材の關稅引下が歲入にどう影響するかと云ふ點であらうと思ふ、是は一方に於ては關稅で半減致しますが、豫算に計上してあるものと今日と數量が大分違つて居りまするからして、先づ大藏事務の方の取調に於きましては歲入に格別の影響はない、斯う云ふことになつて居ります(拍手)。

○蔭山貞吉君 簡單でありますから、自席で御許しを願ひます。

○議長(濱田國松君) 簡單なれば御許し致します。

○蔭山貞吉君 今關係各大臣より色々御答辯がありました、細部に亘りましては委員會に於て更に御尋申上げたいと思ひます、唯一つ落しましたが、滿洲に於ける鐵の輸入に關しまして、洵に此關稅の問題が障礙になつて、高いものが此方に入るやうになつて居ります、此點に關しまして對滿事務局總裁として如何なる考を有つて居られるか、又外務大臣は此關稅問題に關しまして、もう少し特惠關稅のやうなものを設けて、眞に日滿協調の趣旨に合するやうに何とか出來ぬものであるか、斯う云ふことは鐵の問題だ

けれどやない、石炭の問題もある、満洲から高い鐵や石炭を買はなければならぬと云ふ現状が私は少しく不満なのである、此點に付て關係大臣の御答辯を願ひたいのであります。

〔國務大臣林銑十郎君登壇〕

○國務大臣(林銑十郎君) 只今の御尋に對して御答を致します、陸軍としまして銑鋼の供給を圓滿にし、又價格の暴騰を抑止しますことは差支ない限り希望する所でありまするが、銑の關稅中止と云ふやうなことに依つて、果して此目的を達しますかどうか、それ等の點に付ては充分全般の點から研究をして居る所でござります。

〔國務大臣廣田弘毅君登壇〕

○國務大臣(廣田弘毅君) 只今更に蔭山君から満洲の日本に輸出する鐵の輸入稅に付ての御質問があつたのでありまするが、是は重要な問題の一つでありますて、何れ満洲國と日本の製鐵業、其他の關係を考慮致しまして、適當に決定すべきものであると思ふのであります、尙ほ鐵以外の一般の満洲產品の日本に於ける輸入稅の點に付きましても、特別の稅金の制度を設くるか何等かの方法に依ることが適當ではないかと云ふ點も、勿論目下研究致して居る點でありますので、是れは何れ日滿經濟連絡を付けまする組織が出來ましたならば、當然研究すべき問題であると思つて居る次第であります。

○蔭山吉貞君 私の質問は終りました。

(以下省略)

第 67 同帝國議會貴衆兩院豫算委員會議

事錄中鐵鋼關係部分抜萃

貴族院 (2月 15日)

○男爵深尾隆太郎君 (前略) 商工大臣に製鐵、鐵鋼の國策のことについて御尋を致したいと思ひます、鐵鋼の自給自足と云ふことは產業上、國防上必要であると云ふことは申すまでもないことであつて前内閣に於いても此點に御考慮になつた結果、製鐵合同、銑鐵關稅の引上と云ふことをなさつたのであります、併ながら今日其結果を見ますと非常に當時の期待と反対なことが現はれて來たのであります、それは需要が非常に激増をした爲にさう云ふことが起つたので前内閣の此策を施された當時は或はそれで宜かつたと思ふのですが、今日はさう云ふ情勢が變つて参りましたからもう申さば急角度の旋回を必要とするものではないかと思ふのであります(中略) 本年は内地の銑が 70 萬噸、満洲が 35 萬噸位な豫想で銑の需要高が 100,7,80 萬噸と言はれて居りまするから先づ 70 萬噸程不足を告げるよう聞いて居ります、それで現在は共販會社は直接の需要者に就て需要量を吟味をして而もそれを 3箇月分だけしか約束をしない、銑鐵を貰つた者は其下請の者に銑鐵を渡すことも禁じられて居ると云ふやうなことで非常な窮屈な思を需要家はして居るのであります(中略) 昭和 7 年の 62 議會に於て銑鐵關稅の引上を議せられた時に私共は鐵の値が騰がると云ふことを非常に憂へたのであります、當時當局の御説明に依りますと價格の騰貴は心配は要らない、内地產の銑が相當に出來るのであるから左程値段は高くはなるまいと云ふやうな御話であつたのでありますが、當時關稅を引上げた實施後に於きましたも銑鐵は 26,7 圓であつたのが只今は 47,8 圓で、20 圓からの高値になつて居ります、鋼材は 70 圓位なのが 110 圓、40 圓程騰つて來たのであります、斯様に數量は不足をして居り價格は騰貴をして居るのであります、それで此銑鐵が唯軍需用品であ

るとか或は國內で消費をせられるものであつたならば先づ値段は第二として品物の數量だけが所要の數量があれば辛抱も出來るのであります、製鐵品、鋼製品が外國貿易品として相當重要な地位を占めて居りますから此銑鐵の値段が騰つて來れば貿易に非常なる支障を來たすものと考へられます、外國貿易月報に依つて調べて見ますと昭和 8 年の鐵製品、機械類の輸出が 9,400 萬圓、昭和 9 年は 1 億 6,000 萬圓、輸入は昭和 8 年に 1 億 1,300 萬圓、去年は 1 億 5,200 萬圓、昨年は詰り輸出が 1 億 6,000 萬圓、輸入が 1 億 5,000 萬圓と云ふ數字を現はして居るのでありますから此原料が安く充分に得られゝば輸出の方は増加をし又輸入は大部分は日本で出來にくいものでありますが是が亦幾分防遏することも出來ると思ふのであります(中略) 然らば此鐵の値段と云ふものはそれに非常に重大な關係を持つて居るのでありますから此點に付て商工大臣は如何なる對策を御持ちになつて居りますか伺ひたいと思ふのであります、茲で試に私は二、三の點を擧げて御意見を承りますが尙ほ其他に御考の點があれば此際拜承を致したいと思ふのであります、其第一は銑鐵の關稅を一時免除せらるる御考はありませぬか、此必要は前に申上げました通り鐵の値段を安くすることであります、元來前に申上げましたやうに此前 6 圓に致しましたのは 1 圓 20 錢の關稅を 4 圓 80 錢に引上げたのであります、もう引上げた意味は今は全然なくなつて居るのでありますから一時それを免除せられると云ふことは適當ではないかと思ふのであります併し又二、三年經てば日本の銑鐵も自給自足に近いになりますれば又は新しい改正も已むを得ないかと思ふのでありますが現在の所は之を免除せられると云ふことが適當でないかと思ふのであります、第二は日本製鐵會社の共販會社との關係であります、日本製鐵會社をして共販會社より脱退せしめるか若くは共販會社を指導して行くやうな位置に立たしめると云ふ御考はありませぬかと云ふことであります、日本製鐵會社は申上げる迄もなく製鐵國策の機關として出來上つて政府は巨額の資本を出資して居られるのでありますから日本製鐵の合同は其國策を順應したものでなければならぬと思ふのですが、先般來の模様は共販會社に漫然販賣を委託して居るのぢやないかとも思はれるやうな節があるやうに見受けられます、共販會社も是がある爲に多額の暴騰暴落を防ぐと云ふ爲の效力はあります、此結果として成るべく供給を少な目にしよう、若し手持の銑が出来たら困ると云ふやうなことから控へ目にすると云ふ虞が充分あるのであります、今日の銑鐵の不足も是が主な原因でないかと思ふのであります、それ故に日本製鐵會社を其圈外に立てて置くか若くは中に入つて居つても斯様なことのないやうに日本製鐵會社が指導して行くと云ふ立場にあれば宜くはないかと思ふのであります、第三は政府は日本製鐵會社に今後 1 箇年何噸の銑を市場に出させると云ふ御考でありますか、又其價格はどの位のものを以て市場に供給せられる御考でありますか、之を承りたいと思ひます、第四は少し今迄のことと離れますが製鐵獎勵法の御改正の御考があるやうに承りましたがそれは御改正になるのでありますか、どうでありますか之を承りたいと思ひます、其四點でござります。

○國務大臣(町田忠治君) 深尾君の製鐵國策と云ふ御話でありますたが、それに對して的一般論の御意見を御述べになつた末に 4 ケ條の具體的の御尋があつたのであります、一般論から銑鐵並に鋼材が需要供給の均衡を得ずして市價が鋼材並に銑鐵の價が相當騰

貴したが爲に一般産業界、就中船舶建造の上にも非常なる困難を生じて居る、從て之が爲に貿易以外の國際貸借を良くした船舶の收入に迄影響を及ぼして來たと云ふ大體の御意見は承りました、實は何か適當な機會がありますれば一昨年貴衆兩院に種々御論議のあつた末に出來ました日本製鐵合同會社法の昨年以來今日まで進行しつつある道程につきまして私の卑見も申上げて皆さんの御教を得たいと云ふ問題もあります、又前大臣が出來るならば總てを合同させやうと云ふ御方針を執られて居つたやうに見えます。製鐵業者に對しては私は昨年、一昨年來の事情に鑑みまして必ずしも之を日本製鐵會社に合同すると云ふ爲に其目的を以て進むが爲に日本の鋼材並に銑鐵の供給を豊にすることの出來ないと云ふ關係から私は日本製鐵會社以外にも深尾君の能く御承知の一貫作業の鎔鑄爐を認可したのであります、是等の事につきましては何等かの機會に日本製鐵國策の現狀並に將來に就て申上げて見たいとは思ひますが、只今は具體的の四つの點を擧げられましたから簡単に其點を申上げて若し御諒解を得なかつたならば更に御尋を願ひたいと思ひます、銑鐵關稅の問題であります、實は此關稅引上をして以來まだ歲月も經ない立法でありますから、屢々之を變ずることが日本製鐵業の爲に如何なものであるか、相當此邊にも考慮しまして、出來るならば僅かの歲月の間に屢々法律を改正することの面白からぬことも考へて見たのであります、併し一昨年來財界の好轉と申しませうか、軍需工業を中心としまして、鋼材並に銑鐵の需要が初め豫期して居りました以上に殖えた、一昨年に於ては銑鐵だけでも 50 萬噸、昨年は 30 萬噸殖えた、只今深尾君の仰せの如く今年に於ては更に或は 60 萬噸となり、或は 70 萬噸と云ふ工合に需要供給の關係が隔つて來て、之に何か善處しなければならぬことになつて居ります、併し一面に於きましては御承知の通り日本製鐵會社、又其他に於て相當銑鐵の生産額、鋼材の生産額も順序よく進みつつあります、併し此急激な需要の増加に對して急に之を内地で補ふ譯に參らぬ爲に、其價が著しく騰貴して來た事情は、御述の通りであります、之に對しまして商工省に於きましては、昨年あたり滿洲其他の海外に輸出して居りまする鋼材の分量を手控する方針を執りました又露西亞其他から銑鐵の輸入を促すことも考へて、それぞれ一部は契約も済んで居りますのであります、併し大體に於きまして日本製鐵會社は、今の計畫から見ますると、遠からず銑鐵 35 萬噸くらゐ増す見込もあります、又他の會社に鎔鑄爐の設置を許可したが爲に今後に於て増加する見込もあります、併し今日の急場に對しては御話の日本製鐵會社の銑鐵の生産費は、今日の市價から見れば餘程低くあります、又昭和製鋼所の生産費も、今の市價から較べれば相當低いのであります、故に從来銑鐵のことを取扱はして居ました共販會社をして出來るだけ安く、之を民間に供給することに協議は致して居りますが、經濟界全體の模様から見ますれば、如何にしても供給は足りませぬ、從つて價は上の傾向が著しくありまするが故に、目下大藏事務當局と商工事務當局の間に、種々なる方面から共同研究協議を致して相當なる具體案が出來つつある其途中にあることと御承知下さることを願ひます、商工省としては銑鐵の供給の少く、且つ價の上ることの爲に、產業方面全體に容易ならざる惡影響を及ぼして居ると云ふことを認めまするが故に、之の關稅其他に對して目下取急いで協議を致して居ります(中略)若し共販會社にして出來るだけ廉價に且豐富に銑鐵を供給するとして出來ました日本製鐵會社の趣意と兩立せぬやうな働きを共販會

社がする場合には此共販會社と日本製鐵會社の關係に於て更に考慮して、日本製鐵會社獨自の考を以て進まなければならぬことがあるかも知れぬ、斯様に考へます、第三に失禮ながらもう一度どうぞ…

○男爵深尾君 第三は數量と價格です、日本製鐵會社から市場に供給せられる銑鐵の數量と價格…

○國務大臣(町田忠治君) 日本製鐵會社は昭和 7 年に於きましては銑鐵は 109 萬噸であります、製鋼用 89 萬噸であります、其製鋼用の中には製鐵會社自身に使ふ部分もありますれば、或は製鐵會社に銑鐵として賣渡してやる部分も入つて居るのであります、鑄物用としては 20 萬噸であります、夫が 8 年には 109 萬噸が 149 萬噸に殖えました、而して製鋼用は 122 萬噸、鑄物用が 27 萬噸 8 年はさうなつて居ます、9 年に於きましては次第に日本鐵鐵會社の能力が増加しまして 185 萬噸と相成つて居ります、製鋼用が 153 萬噸、鑄物用が 32 萬噸今年は總計 202 萬噸の生産の見込であります、此中には前申しました通り鑄物用として市場に出るものと他の會社に鋼材用として賣渡してやるものもあります、價格の點は次第に安くなつて居ります、凡そその生産費は私も數字は承知して居りますが、例へば先月までの 40 何圓といふ市價に比べましても、相當大きな…生産費と賣捌の値の間に相当大きな開きがあることは、御承知の通りでありますが今銑鐵の生産費幾らとして…數量の増加と共に安くなる部分もありますし、昨年と今年に色々な方面的物價其他の關係から變化して居る所もありませうから、更に事務の方に最近の新しい數字を問合して申すことに御諒承を願ひます、それから最後の製鐵獎勵注を改正する意思があるや否やと云ふ、相當製鐵業には大きな關係ある問題の御尋ねであります、是も私としては多少…多少よりも斯様に致したら宜からうと云ふ意見を持つて居るのであります、唯廣く製鐵業、更に進んで經濟界一般にも相當大きな影響を及ぼす問題でありまするが故に、實に多少意見の一端を申述べて、衆議員議員諸君の意図のある所を私の方から御尋ねしたのであります又先頃商工會議所に出来て私の卑見を申述べて、一般經濟社會が如何に之を考へるかも實は露骨に尋ねて見たのであります、是は相當大きな問題であります、御承知の通り日本の製鐵國策を確立する爲に、政府も特別なる獎勵法を出しまして、15 幹年位の長い間、營業収益税及び所得稅を免除して居つたのであります、同時に一面には其法律は昨年以來實行して居ります、前大臣は或は全部の製鐵業の主なるもの、即ち十一社をば合同すると云ふ御考で出されたやうに新聞にもありました、我々も議員として大體は知つて居りますがそれがまだ當時の考の通り參つて居りませぬ、又經濟事情は當事と違つて直ちに之を合同せしむることは困難なる次第と考へます、従つて製鐵獎勵法の關係も多數のものが細かに分れて、基礎鞏固でないものが所々にあつて、經濟界不振の際に此儘にして置けば、日本の製鐵業は根本より覆へされる虞があるとして、獎勵法も出來合同法も出來た原因の一つに相成つて居ると思ひます、其後事情が變りまして、今では獎勵法によつて初めて運轉して居る多數の製鐵會社が、恐らくは 2 割若くは 3 割の利益を擧げて居ると云ふ状態になつて居る、是が一時の現象であるか永く續くものであるかは、先づ人に依つて御考が違ふかも知れませぬが、大藏大臣が今日の貴族院の本會議の豫算を説明する時に、何等か私は承ると、大藏大臣なども大體景氣がさう急に悪くなるやうな考でないやうに、私は左様に解釋して

居ります、従つて製鐵業の前途も相當利益が多い時代が来るならば、或る程度の利益迄は國家が免除して、其以上の利益に對しては一般の他の業態が國家への義務として盡して居る營業収益税若しくは所得税と云ふものを負擔するのは當然であるまいかと云ふ考を私は持つて居る、併し今まで保護したものに急激に一般の収益税、一般の所得税を課するには酷であります、又將來の變化も考へなければなりませぬが故に、相當緩い標準の下に或る程度の利益までは此恩典に浴さして、それ以上の超過利益を得るものに對しては、其一部に對して營業収益税及所得税を掛けたら宜からうかと云ふ私の考を以て、商工省で今立案して居ります、此立案が出來ましたならば、他の關係省の御意見も承はつて、出来るならば左様いたしたいと思つて居りますが、此機會に於て私が必ず出すと云ふ風に明かに御答はし兼ねますが、商工省の私としては、左様に出来るならば此議會にも出したいと云ふ考を以て今進みつゝある次第であります。

○男爵深尾君 只今私が箇條を擧げまして質問を致しました四つの點に商工大臣から御想篤なる御答辯を得まして感謝致します、其第一の關稅に付て、目下商工省、大藏省事務當局に於て御審議中と承はりましたが、誠に當業者は轍鉛の水を待つて居るやうな有様で一日でも急に何等かの解決を願つて居ると思はれますので、速かに進行せられむことを望みます、それから只今申上げましたことは私の心付きました二、三の點を擧げて御質問申上げた次第でありますから、商工大臣の仰しやつた根本の政策に付ての御考か御示しを願へれば、尙ほ結構だと思ひます、それを御差支なかつたら御示しを願ひたい。

○國務大臣(町田忠治君) 御尋ねの根本對策と申しましても、一昨年でありますか日本製鐵會社法と云ふものが出來ました時が貴衆兩院の御協賛を得まして大體日本の製鐵國策の根本があれで出來たこと、私はあの法律の提出並に御協賛を得たことに依て、左様に考へて居ります、併し其後の事情はあの當時は主なる製鐵業者を打つて一丸として、經營の重複を避け、或は製產品の分野を明かにして出来るだけ價格を安くして供給を豐にする、是があの製鐵法の趣意であつたらうと思ひますが先刻申しました通り、其後の事情に依りまして當時提案された如き日本製鐵會社は、私は近くは實現がむづかしいと思ひます、何か經濟界に大變動が生じまして…あの當時是非大きな製鐵會社に合併して行きたいと云ふ希望か、あの製鐵合同法の出現を促した原因の一つであると私は考へて居ります(中略)鋼材としては、日本製鐵會社は半ばの勢力の持つて居りますから御協賛の趣意に依て、國家的施設として現はれた日本製鐵會社を中心として、日本の製鐵業界をば支配することは出來ると思ひます、併し今後は日本製鐵會社以外にも、所謂一貫作業に依つて銑鐵並に鋼材を造ると云ふ會社の希望がありまして、事務的、技術的に相當のものであれば、之を自由に許して、日本の鐵の供給を豐にする、此合同法律を作りました當時は、或は出来るならば全部の製鐵業を一團として大きな會社に統一すると云ふ御考が強くあつたものと私は思ひます、私は其考が良いと悪いとを問はず、今の實情は左様なことは出來ない、寧ろ製鐵所以外にも斯様な希望があつたならば、之を許して宜しい、此方針に依つて日本製鐵國策を樹てやうと思ひます、併し是か統制を素すかと云へば、前申します通り、日本製鐵會社の銑鐵に對する勢力、鋼材に對する勢力を以てしますすれば、日本の製鐵業界の全體を統制する力があるものと左様に考へて居ります。

衆議院(2月2日)

○中村委員 更…(略)軍需工業に關する所の諸種なる原料は、日本に於て果してどの程度に自給自足せられて居るか、是が私は今日軍備費と國民經濟の關係を考へる上に於て、相當大きな問題であると思ふのであります、是より商工大臣の御答辯を煩はさなければならぬやうに入つて行くのでございます、先づ私は陸軍大臣に御伺致しますが、軍備費の増大に依る國民經濟の關係に於て、我國が自給自足に於て缺くる所があると致しまするならば、海軍に於て、陸軍に於て、此兵備改善其他に要する軍備費の増大が如何なる程度に於て、如何なる金額に於て輸入に依つて居るか(中略)外國から買はなければならないものは相當多額に存在すると思ふのであります、私は祕密に亘る點は御伺ひ致しませぬが、斯う云ふ私の質問に對して或る程度の御答を得て置きたいのあります。

○大角國務大臣 先づ海軍の關係する點を申上げます、海軍で一番多く使ふ材料は鋼鐵材料であります(中略)海軍の直接の注文は全部枝光即ち日鐵であります、日鐵の生産能力は今 102、30 萬噸と記憶して居ります、更に瀋洲に於ける所の昭和製鋼所、是は既に 35 萬噸のプランが出來て更に 15 萬噸、即ち 50 萬噸の力が出來ると云ふことであります、現在の平時狀態に於きましては、海軍の所要の鋼材、是は所謂國產で間に合ふと思ひます、所で國產とは何であるかと云ふことを御聽になると、其製鐵の原料は現在シンガポールから持つて來て居るのであります、吾々共が此民間の會社に拂へば國內消費と斯うやつて居りますが、其民間の會社が間接にどの位材料を外國から取るかと云ふことは私共からちよつと申上げ兼ねます、是は商工省の御關係だと思います、それから海外拂の點を申上げますと、昭和 9 年度はまだ決算が付きませぬが、見込は 4,000 萬圓以内と云ふ見込であります、是は今御話になりました重油其他遼くべからざる國內に無い所の資料であります、昭和 10 年度はそれをずつと減らしまして成べく少くしたいと云ふ考へであります、それでも 2,000 萬圓を突破するのではないかと思ふのでありますが、成べく國內消費と云ふことに鑑みまして、國產品を出来るだけ使ふ、さう云ふ考でやつて居る次第であります。

○林國務大臣 陸軍の資材は大抵もう内國產で出來まするが、若干のものを輸入して居るのが先づ數萬圓程度のものと御承知置きを願ひます。

○中村委員 鐵に致しましても、殊にニッケルの如き或はアルミニウムの如きは、日本に於きましては自給自足が困難であります、而も是等のものは軍需工業の基礎を成すものであります、陸海軍の大なる需要を喚起して居られるものであると思ひます、そこで鐵の問題でありまするが、海軍省の配付せられました参考資料に依りますると、日鐵への注文が、7 年が 5 萬 2,000 噸で、9 年が 9 萬 8,000 噸であります、又陸軍省の配付が資料に依れば、6 年が僅に 12 萬 5,000 圓でしたが、10 年の見込は 100 萬圓に及んで居るのである、斯る軍需工業の要求する鐵、外の言葉を以て致しますならば、陸海軍の軍事費の増大が要求致しまする所の鐵鋼の要求は、少くとも現在の鐵鋼界に異常なる影響を與へて居るものと私は觀測を致すのであります、現在の日本の鐵鋼界は、或る意味に於て盛になつたと申して宜しいのであります、其原因是少くとも三つあります、第一は今申しました軍需工業の殷賑に依る結果、第二は造船界の要求する鐵、第三は諸種

の事業の要求するものであります、即ち鋼材を要求するもので、後の2つは是は純然たる經濟と致しましても、此第一軍需工業に依る、軍備費の増加に依りまする鐵の供給が、異常なるショックを日本製鋼界に與へまして、茲に商工省の製鐵國策なるものが吾々の眼前に御伺せんならぬやうな状態を呈して居るのである。

そこで私は商工大臣に對しまして御伺を致します、製鐵合同の目的は鐵鋼の自給自足にある即ち鋼材銑鐵の自給自足の計畫を達成せんとするにあり、又鐵鋼生産費、隨つて鐵市價の引下更に鐵鋼關稅をどう始末するか、是が第一の製鐵國策の大綱であると思ひます、第二は日本製鐵會社が政府の監督統制の下にあつて、而して日本の鐵鋼界に對しましては、相當の統制力を有さなければ、政府の製鐵國策と合致せざるものと認められるのであります、然るに昨年2月營業開始以來、今日に至る事態を具に研究致しまするならば、此日本製鐵の鐵鋼界に對する統制力が弱化され、茲に之に對する何等かの補助手段を執らなければならない事態に立至つて居るのではないか、私は此二點に付きまして商工大臣に御伺を致しまして、商工大臣の鐵鋼政策に對する御方針を吾々に開陳せられんことを希望致す次第でございます。

○町田國務大臣 中村君の鐵國策に對する御質問に御答します、此問題に付きましては何か適當なる機會に私の考へて居ることを述べて、皆様の御批判を得たいと思つて居つたのであります、併し餘り時間もないやうでありますから、一點に對して御答する中に自ら私の考が入つて居ることと御諒承願ひます、第一は鐵關稅の問題であります、第二は日本製鐵會社を作つた目的通りやつて居るか否やと云ふ問題でありますが、便宜上鐵關稅の方を後廻しと致します。

日本製鐵合同會社の法案が、皆様の御協賛に依つて出來て、昨年の2月から實行して居る現状を申しますと、察するにあの法案を出した當時の内閣並に御協賛をせられた皆様の御考は日本内地に於ける製鐵業全部を打つて一團としてそこに經營の單純化を圖り、生産費を安くして日々進歩する日本の製鐵の需要を充すことを目的としてやつたことと察します、又私の前の中島大臣が此法案を出されたことと思ひますが中島大臣の考へ方、又商工省の事務當局でも其考へを以て當時出したことと思ひます、併し遺憾乍ら今日は其法案が當時提出せられた目的をば全部貫徹するやうに參つて居るかと申せば、參つて居りませぬ、若し今から考へまして當時日本全國の製鐵業を打つて一團とすることが、果して國策上必要であるとしたならば、あの法案制定の時に、政府自ら左様な意味の案を出すか、若くは議院で修正されて強制力を國家に有してやれば、それが出來て居つたかも知れぬ併しあの考へをした當時は斯る日本の重要な産業が、經濟界一般の不景氣に伴つて根底から覆される憂があると云ふ意味のことが一面あつたやうに思ひます、即ち當時は製鐵業は出来るならば合同して行きたいと云ふ希望が相當多くあつて、斯る強制力を用ひずしても、打つて一團とすることが出來ると云ふ考へ方をしたやうであります、併し爾來一兩年の間に、中村君から先刻の御話に依ると、日本經濟界は好景氣が一或る特殊な方面であつて、全般的的好景氣でないと云ふことは大體御同感にも思はれますが時局陸海軍豫算を初めとして、製鐵業と軍需品の關係に於て、鐵の需要が殖えたのと或る方面に於きまして經濟界の好轉を示して居るが爲に或は銑鐵或は鋼鐵の民間需要も殖えて來た、斯う云ふ今日の状態にありまして、當時合同しようと思つた會社も、獨立して居つた方が寧

ろ利益だと云ふ點から、合同を避けて單獨に事業を擴張して行きたいと云ふ考へが今あるのであります、之を前々内閣以來合同すると云ふ方針から之に對して餘り單獨に仕事をし過ぎないやうな心持を以て、製鐵業界に對して居つたやうに私は感じます、併し私は將來何等か經濟界が不景氣な場合があつて、再び製鐵合同の時代が來たならば、今獨立して居ると云ふ考が變化して或は打つて一團とする時代が来るかも知れぬが法律の力、國家の力に依つて無理に之を必ず合同せしむると云ふことは、法律は左様なことは命令して居りませぬ、故に私は自然の成行に委して單獨にやると云ふ者があつたならば、是も許して宜からうと云ふ考へから長い問題となつて居る所の、民間に於て、あなたの御承知の一貫作業をやると云ふ製鐵業者に對しては鎔鑄爐の設立を許して居るのであります、而して此合同會社が出來ましてから、相當銑鐵の分量銑鐵の分量も殖えて居りますが、一昨年よりも昨年に於て増した分量が豫期以上に増して居ります、又昭和10年に於ては9年よりもまだ少くとも4,50萬噸殖えるのぢやないかと云ふ大體の見込の下に、是の需給をば調節することを折角今努めて居りますが、如何にしても需要の盛なことは獨り陸海軍のみであります、民間方面に於て需要する分量が陸海軍の需要が増した部分から見れば、非常に多いのであります是が對策としては、日本の製鐵が滿洲其他の方面に輸出されて居る部分もありますから、出來るならば、此輸出する分量に相當なる加減を加へて内地の需要を満たすと云ふことも一つ、或は露西亞其他から銑鐵を出来るだけ安く輸入して行かうと云ふ考へ方も其一つ、日本製鐵會社を初めとして、一般に申すアウトサイダーと云ふものゝ折角擴張設備をすると云ふやうな、技術的に見て宜しいものに對しては、之を認可しようと云ふ方針を執つて居りますから、全體に於ては日本の製鐵國策は成立つて、將來は輸出國と相成るべきまでの抱負希望を以て、折角やつて居るのであります、差當りの問題としては日本製鐵會社が政府の監督の下にありますから、之を中心として出来るだけ其價を安く民間に拂出することに、只今折角努力中であります併し萬一需要の增加が供給より多くして、是が爲に市價が大に騰貴しまして、一般產業界に不便を來す程度が此儘では相成らぬと云ふことに相成りますれば、大藏當局とも相談して關稅の率を下げるか或は一時之を停止すると云ふやうな何等かの方法を考へなければならぬと思ひまして、差當りは先づ市價の著しき騰貴を防ぐことと、外國より出来るだけ安い物を輸入して目下の需要に應ずると云ふ考へを有つて居ります。

關稅改正の問題がありましたが、是も今の問題に關聯して居りますから、左様な考へを有つて居ると云ふことを御諒承願ひたい、銑鐵で申せば先年は1圓50錢でありましたものが、それを皆様の御協賛に依つて6圓にした、今景氣が好くなつたから、關稅法を直ちに變へて、他日不景氣が來て、此日本の最も重大なる鐵國策の上に不便を來す時には、又關稅を課けると云ふやうに、屢々之を變更することに付きましても相當考慮しなければならぬから、まだ關稅を改正する考へを決めたとはつきり此處で御答するまでには參りませぬ、それ等の事情も考へまして、若し内地の今執つて居りまする事柄が充分目的を達成し得なかつた時には、關稅に對して相當の考慮をする、斯様に考へて居ります。

尙ほ製鐵合同會社が、日本の製鐵業を統制する力が充分でないと云ふ御言葉もあつたやうに記憶します、是は左様であると御答するより致方ありません、大體に於て日本製鐵會社の合同したの

は、御承知の通り八幡初め7會社であります、其アウトサイダーが相當大きな鋼材を造る力を有つて居りますから、將來は之に對して何等かの統制を圖らねばなりませぬが、昨年出來ましてまだ一年足らずでありますから、私共の考へが完全の方面に進む道程にある間は多少の色々な變化のあることは止むを得ぬ、斯う御諒承願ひます。

(2月5日)

○高橋(壽太郎)委員 私の質疑致したいと思ひます項目は主なるものが三つあります、即ち製鐵、外交、軍備の三つであります、其質疑の要點は刷物に致しまして、先般委員長を經て政府の方に提出致しておりますから政府當局はそれぞれ御用意されたことと存じます私は大體此質疑要點の順序を逐うて進みますが時間の制限等もありますので、多少取捨する點はあらうと思ひます。

第一に伺ひたいのは日鐵株式會社法の第9條にあります「主務大臣は日本製鐵株式會社の義務に關し軍事上其の他公益上必要なる命令を爲すことを得」と云ふことであります、尙ほそれに關聯した條項は、同法第四條に「商工大臣陸軍大臣又は海軍大臣日本製鐵株式會社法第9條の規定に依り日本製鐵株式會社の經理に影響を及ぼすべき事項に付命令を爲さんとするときは大藏大臣に協議すべし」とあります、此第9條に對する政府當局の見解を御尋ね致します。

○大角國務大臣 只今御尋ねになりました日本製鐵株式會社法第9條は今御読みになりました通りであります、是は軍事上必要な或種の材料を日鐵會社をして貯藏せしむると云ふやうなことが、我々として先づ第1に考へなければならぬことであります、そこで軍部から此日鐵會社に必要なる命令を爲すことを得る、其命令は何を致しましたかと云へば、先づ此製鐵事業に必要なる所の原料、其中で鐵鑄とか満倅、其或る數量を貯藏すると云ふことを陸海軍大臣の名に於て、商工省の同意を経て命令してあるのであります。(後略)

○高橋委員 商工大臣の御見解を伺ひます。

○町田國務大臣 海軍大臣から今御答した如く、第9條に依りまして鑄石を保有せしめる分量は、國防上の必要から起つた問題でありますから、結局陸海軍大臣と協議を遂げ、軍部大臣から命令をすることに相成つて居ります。

○高橋委員 私は此日鐵會社の主務大臣は商工大臣と大藏大臣だと承知して居りますが、それを軍部大臣から會社に命令をすることのやうに商工大臣は御話になつたが、何かの御間違でありますか、それから、軍事上其他公益上必要云々と云ふのであります、今海軍大臣の御答になつたことは、軍事上と云ふ點からの義務貯鑄に觸れただけであります、此非常時に際して公益上、或は產業の全局から見て、商工大臣は何か必要な命令を爲されなかつたのでありますか、其點をはつきり伺ひます。

○町田國務大臣 一寸私は高橋君の御尋の趣意を初には諒解しなかつた、主に國防上の原料の保有量の御尋と思ひましたから、軍部大臣の御答辯が宜からうと思ひました、併し主務大臣と致しましては、あの製鐵會社が、產業上に必要な鋼並に銑鐵の供給を出来るだけ安い値段で供給すると云ふ目的に副ふやうに若し製鐵株式會社が市場の狀況に副はないやうな價格で販賣するなんと云ふ場合には、之に對し抑止する命令權を持つて居ることは勿論であります。

○高橋委員 どうも折角私は質問要點を書上げて、豫め政府に御準備を願つたのであります、まるで商工當局には御準備になつて居らないやうであります、それでは議事は圓滑簡明に進まぬだらうと思ひます、當局の注意を喚起して置きます、恐らく此「軍事上其の他公益上必要なる命令を爲すことを得」と云ふことに對して、軍事上の關係に於て、貯藏高に關し何分の命令をなされたことはあるらしいであります、其他の點に關し、値段を高くしてはならぬとかと云ふやうなことは、此處に掲げる意味とは少し違つたことで、此處に特に掲げてあることは何か實驗研究、さう云ふことの重い意味でなければならぬ(町田國務大臣「さうですか、判りました」と呼ぶ)それで製鐵材料の積置きは出船準備同様の扱であるから、此處で言明が出來ないと仰せられました、けれども製鐵株式會社法案の討議せられた時分に、商工大臣は、其當時250萬噸の積置量があつたと委員會に於て言明されて居ります、所が昨年製鐵所特別會計廢止法案の討議の際には、其250萬噸が減つて、230萬噸に低下したと云ふことを述べて居られます、私共は之に對して非常時の義務貯鑄が却て減ると云ふことは怪しからぬぢやないか、製鐵株式會社と云ふのは日本の製鐵國策を樹立するのである、或點に於ては算盤を離れた會社でなければならぬ、故に政府の命令の爲に會社の經理に影響を及ぼした時分には、政府に對する會社の配當からそれだけの損失金を差引いても宜しいと云ふ第17條の規定があるのであります、どれ位軍部から材料の積置を命ぜられたか知りませぬが、先づ私は餘り多くなからうと思ふ、一方に於て非常に對する軍部の軍備充實が急になつて居るのであります、其反面に於て鐵の自給と云ふことに餘り思を致されて居らぬようだ、是は昨年も屢々私共が注意を喚起したにも拘らず、餘りに適當な處置を執られて居られない、非常時の認識に對する軍部當局の施設、政府の施設に可なりむらがあるのではないか、斯く私は認めざるを得ないのであります、此事は是れ以上御尋は致しませぬ、少くも此第9條は、非常に於て最も效果的に適用せられるべきものだ、製鐵の國策は樹立されて居るとは申されませぬ、之に對してはどうしても、是は政府がもつと遠大な見地から此法文を善用し、殊に後程商工大臣に御尋したいと思ひます、重工業の樹立——日本の將來は重工業にあると私は斷言して宜からうと思ふのであります、それに對する點をも考慮して、特に日鐵會社法第9條の運用に付て、政府の注意を喚起せんとする者であります。

次には砂鐵利用に關する保護獎勵並に官民の研究機關及其實績に付て御尋致します、是は政府委員で宜しうございます。

○小島(新一)政府委員 御答致します、砂鐵の利用に關しましては、只今東京、東北兩大學の研究所に於て研究して居ります、尙ほ日本製鐵株式會社、三菱製鐵株式會社に於ても研究して居る次第であります、尙ほ日本鐵鋼協會に於きましても、特に砂鐵に關しまする研究をして居るやうに承知して居ります。

○高橋委員 私は時間を節約する關係上、私の方から大體の要點を申上げたいと思ひます此砂鐵利用に關する政府の保護獎勵は、昭和元年から昭和9年に亘る間、補助獎勵金51萬圓、6箇年に亘つて是だけであります、非常時の勃發した昭和7年以來今日に至るまで、鑄一文の保護獎勵も與へて居らない、而して我々は凡ゆる機會に於て砂鐵精錬の研究獎勵の必要なることを政府に促して、質問書も出してあるのであります、其答辯書では今にもやりさうに見えるが、結局今後の財政の許す限り、之に關し適

當の施設を講じたき所存なり、右答辯候也と云ふ、斯う云ふ例の一時逃れの答辯である私は茲に如何なることを大藏當局に向つて商工省が要求したか、又將來どれ位の金を如何なる事項に付て要求せんとするか、之を確めたいのであります、時間の關係では略しますが、後程述べる砂鐵精鍊の必要なることを能く御聽取の上に篤と御再考を願ひたいと思ふ、又私共は今までの砂鐵精鍊の結果、普通の鎔鑄爐に2割の砂鐵を團子、若くは煉瓦のやうな恰好にして打込めば結構製鐵原料の補ひになると云ふことを聞いて居る、是などは是非早速やらなければならぬと思ふ、現に鐵鑄石は昭和9年度に於て230萬噸も輸入して居る、其價額は恐らく2,000數百萬圓に上るであります、内地生産の礦石は僅に44萬噸、2割にも足りない、それは國際貸借を悪化するものである、大部分を餘所の原料でやつて行く、何處に製鐵事業の國策樹立があるのでありますか、もつと政府は思ひを大局に致さなければいけませぬ、軍部と雖も此狀態を見て黙止すると云ふことは相成らぬと思ふ。

次に御尋したいのは、是は質疑要點には書いてありませんが、本邦に於ける鐵鑄及砂鐵の埋藏量に付て、政府委員から御答を願ひます。

○小島政府委員 御答致します、鐵鑄石の埋藏量に付きましては、嘗て調査を致したことがあります、其數字を、只今申上げる材料を有つて居りませぬが、非常時の場合に於ては相當之を採掘致しまして、製鐵業の需要に供すべき資源はあると思ひます、尙ほ砂鐵に付きましては、是亦其鑄量に於ても、多大の數量を保有して居ると云ふことを認めます。

○高橋委員 私はそんな抽象的な御答を要求したのでない、少くも日本の製鐵の原料たるべき鑄石の埋藏量がどれ位あるかは商工省事務當局として百も御承知でなければならぬ、是は私が申すまでもなく、岩鐵、所謂鐵鑄石としてあるものは、内地には釜石鑄山——有利に計算して4,000萬噸、俱知安の1,000萬噸、是れしかない、其他は100萬噸、200萬噸の小さなもので殆ど稼行に適しないであります、此日本の製鐵材料たる鐵鑄石の少ないと云ふことは、洵に日本は恵まれて居ないと申さねばならぬ、世界でも最も製鐵材料資源の乏しい國であります之に反して砂鐵は殆ど世界第一の埋藏量を持つて居る、若し夫れ青森縣と岩手縣に跨つて居る砂鐵の埋藏量の如きは、大正15年製鐵所から出して居ります砂鐵研究報告——是は商工省から頂戴したのでありますが、之に依つて見ましても岩手縣と青森縣界の、種市岳から安家川の流域に亘つて長さ10里、幅1里半、厚さ、厚い所は70尺の砂鐵の層があると云ふ、其埋藏量は恐らく幾億噸を以て算することが出来るであらうと思ふ、其他の内地各所にも相當の砂鐵埋藏量があります、是に於てか世界的に鐵鑄石が乏しくて、世界的に砂鐵が多い、斯う云ふ關係から私は日本の製鐵國策を何れに向はしむべきやと云ふことは、自然に結論が湧いて来ると思ふ（中略）大正8年頃陸軍は青森縣の野牛——下北半島に陸軍臨時軍用鐵原料研究所野牛工場なるものを設置されたのであります、是は日本に於ける砂鐵精鍊の纏つた研究の發端であります兎も角今日砂鐵精鍊に對する目鼻が付いたのは此陸軍の施設が其嚆矢、濫觴となつたのであります、此事は必ず陸軍當局が今尙ほ記憶される所だらうと思ひます、之を設置した當初の陸軍の目的、其後の經過、之を極く簡単に御説明を願ひたい。

○林國務大臣 只今の御質問に御答致します、野牛の試験場は、大

正9年に陸軍から八幡製鐵所の方に移管をすることになりました、其當時は調査の結果試験の爲に最も多量に利用せられます砂鐵、石炭、石灰等の所在地と致しまして、同地の經濟上並に研究目的達成上の價値が相當大なるものと認められたのでありまするが、其後大正15年になります、凡そ研究が一段落を告げまして、詰り砂鐵の經濟的利用と云ふことに付ては充分の價値を認めないと云ふやうな結論になつたので、其當時から該試験場は閉鎖して居る状態であります。

○高橋委員 私は本當に國防の充實を念とせらるるならば、矢張現在の陸軍當局も大正8、9年頃の陸軍先輩のやられたやうに、砂鐵精鍊と云ふものにもう一遍検討を加へられなければならぬと思ふ、あなた方の言はれる所の國防強化は極めて結構であります、然るに道は近きにあり、もう少し此方面に具體的な歩を進められては如何でありますか、是だけのことを御注意申上げて置きます。

次に商工當局に伺ひますが砂鐵製品の工業的價値を御尋ね致します。

○小島政府委員 砂鐵利用に關します研究を獎勵致しまして、今日までの結果を綜合致しますと、刀劍でありますとか、工具でありますとか、特殊の製品用に供しまする鐵を造る上に於きましては、砂鐵に依りまして製鐵をすることが工業上に於ても相當に考へ得られますのでありますが、何分にも其砂鐵の性質から致しまして、餘りに一般的の需要に供する鐵を精鍊致しますることは中々困難のやうであります、更に研究の内容に付て申しますならば、此の砂鐵を電氣爐に依りまして精鍊致しますことは、相當工業的に可能であるやうに考へられるであります、又非常時の場合に於ては此砂鐵と一般の鑄石と合せまして、之に依つて鎔鑄爐精鍊を致すことも亦可能であるやうな見込が立つて居るのであります、唯此砂鐵のみを鎔鑄爐に於て精鍊致しますことは、尙ほ相當研究を致しませぬければ、工業的にそれが成立し得るか否かと云ふことは、判然致し難い事情にあるであります、又此砂鐵の利用に付きましても其分布の状態が極めて廣汎にあります、又其所在の場所も散在して居ります爲に、是れの採掘の方法是が運搬の方法等に付きましても、一段と研究を要する事項があるやうに考へるのであります、大體御答へ申上げます。

○高橋委員 商工當局は私が差上げました刷物を御覽になつて居ないやうな風に見えます（中略）日出づる國に名實ありと言はるゝ日本刀は砂鐵でなければ出來ない、今日特殊鋼の製造は隨分進歩致しましたけれども、未だ以て日本刀の原料にすることは出來ないのであります、如何に此砂鐵が特殊の品質を備へて居るかと云ふことは是でも明瞭であります（中略）満鐵の重油は海軍が高く買つてやつたから、あれだけの事が成立つて居る、併し海軍は軍用の油の方は熱心であるが、鐵の方は餘り御熱心ぢやなかりさうに見える、北樺太の重油だつて算盤に合はないものを軍部で買つてやつて居られる、國防の見地からやつて居られる。

次には液體燃料に對する政府の保護獎勵の概要を簡単に説明願ひます。

○町田國務大臣 一寸皆さんの御許しを得まして、液體燃料に參ります前に、砂鐵のことに対する政府への御希望もありましたから、一言申して置きます、技術的に關したことは今政府から申しましたが、實は私も砂鐵の研究をもう一寸どうかした方が宜からうと云ふ話合も先日致して居つたのであります、殊に高橋君の御述な

された東北には相當砂鐵がある、之を鑛業的から見ましても、相當時へなければならぬものであると思ひまして、先頃東北振興會の出来ました時に總理大臣の方に商工省側として、東北振興の場合には、鑛山業、即ち獨り鐵のみではありませぬけれども、鑛山の鑛業です其鑛業に對する權威者を委員と入合ひまして、此委員は高橋君の只今御希望の點なども、東北振興會で充分の意見を申述べることに相成つて居る點だけを一言申して置きます。

液體燃料の問題は、實は私も近頃漸く研究し始めたのであります、從來議會にも屢々問題となつて居ります國防上並びに產業上から見まして、早く研究せなければならぬ問題で、まだ解決出来ない問題は、先づ液體燃料の問題がそれであらうと思ひます、何と致しましても、鐵に對する國策は大體の目鼻が付きましたが、是と重要性を同じうする位の液體燃料の國策はまだ充分に立つて居りませぬ、甚だ遺憾であります、唯商工省と致しましては、從來豫算で御協賛を得て居る如く、内地の試掘獎勵を致すとか、國外の資源、原油の調査並に之を日本の工業家の手に其權利を移して、海外の資源に依る途を講じて行く爲に、獎勵費を出して居ると云ふことは、御承知の通りであります、同時に此度の豫算に於きましては、僅かばかりでありますが、試掘獎勵ではまだ足りない、地質調査の上に、日本の國內に果して液體燃料がまだ埋藏されてあるや否やの徹底的な研究を致すことに一面努力して居ります、併し是も必ず今迄の大體の見方は大した分量がないと一般には見られて居るのであります、もう一層力を盡して、地質調査の上に内地で埋藏して居る分量が相當あるか否やを確めまして、果して大體に於て内地では左様に澤山ないと云ふことが見當が付きましたならば、更に考方を別に轉ぜなければならぬ、御承知の通り北樺太に於ての今の權利も來年に於て無くなるのであります、之も一時の需要だけは出來ませうが、日本の液體燃料の國策を樹てると云ふことには、遺憾ながら參りませぬ、そこで今最も力を盡して居るのは低溫乾餾に依るとか、石炭の液化とか云ふことが中心の研究となつて居りまして、商工省に於きましても、海軍に於きましても、石炭液化の研究は大體出來て居ります、今經濟的に之が行くか否やに對して、相當進めた研究をして海軍の御見込では、相當日本の液體燃料の國策を樹てるに餘程の大きな望を囑し得らるゝ迄の經濟的實行を進めて居られる次第であります、併し是で萬一足らなければ、日本には液體燃料は、國としては、内國では或は出來ないから、他の海外から原料を得るだけ他の考を借りなければならぬことと、今研究中であります。

○高橋委員 金額を仰しやつて下さい、どれ位の保護獎勵費、研究費をそれに御使ひになるか。

○町田國務大臣 それは當年は試掘獎勵費と、それから地質調査の爲の費用と、兩方併せて 2,30 萬圓と思ひます。

○小島政府委員 只今御問合せの燃料自給促進に關しまする經費を申上げまするならば試掘獎勵の爲には約 20 餘萬圓の豫算、それから地質調査、油田調査の爲には約 6 萬圓、其他に石炭液化法の研究費として 6 萬圓、それから低溫乾餾獎勵費として 26 萬圓、瓦斯發生爐設置費として 9 萬圓、其他に北海道樺太の資源開發の爲に 120 萬圓、全部合せまして 190 餘萬圓であります。

○高橋委員 商工大臣は頗る健忘にあらせられると思ひますが、先達貴族院の本會議で坂本男爵が商工省が 1,300 萬圓の豫算の中から 200 萬圓の燃料關係補助費を出したと云ふことは洵に見上げたと言つてあなたに讃辭を奉つて居られた、それをもう御忘れに

なつて居られる、さう云ふことではどうも私困ると思ひます。

○町田國務大臣 失禮ながら私の申上げやうが悪かつたか知りませんが、私は健忘性ではありません、私があなたの御間に對して御答したのは、主として將來の國策を樹てる爲に地質調査並に内地に幾ら保護して居るかと云ふ今の御尋と思つて居ります、北樺太に於て 100 何 10 萬圓出して居ることは、私から申上げる迄もなくあなたの御承知の筈だと思つて居ります。

○高橋委員 (略)

○大角國務大臣 御答を致します、戰時に於て各方面の交通線を保護、維持すると云ふことの非常に困難なことは、只今御述べになりました通りであります、今例を鐵石に取りまして、假に現在やつて居ります所の新嘉坡方面からの輸入を、始終完全に維持すると云ふやうなことには非常に兵力を要することとは、只今大連九州間で例を御示しになつた通りで、多大の兵力を要することと思ひます、戰時に於きまして吾々の第一爲さねばならぬことは、敵艦隊の主力を求めて先づ之を擊滅すると云ふことであります、後方勤務の方の保護、是は洵に必要ではありますけれども、本戦の爲には、或る場合にはそれを犠牲に供しなければならぬやうなことは屢々あるのであります、已むを得ず見捨てるであります、併し今御話になりました所の、大連九州方面並に日本海方面、是は主力作戦に差支ない——と言つても殆ど兵力は多々益々辨するであります、其方に、所謂第一線部隊の方に割いても差支ないだけの極く少數より割くことは出來ないと思ひます、即ち敵の潛水艦なりに對しては商船だと、色々なものを微發して見張りを出すとか或は民間飛行機一隻はありますねがさう云ふものを出すとか海軍兵力プロバー以外のものを相當使はなければ後方勤務の維持保護は困難だらうと思ひます、此前の議會でありますか、後方勤務を保護維持出来ると申上げましたのは、今御話になりました最少限度に於て、物資の輸送に關しどうしても最後まで維持しなければならぬ極く少數の船はどうか斯うか維持出来るであらうと、斯ふ云ふ意味で申上げましたので、そこに困難の伴ふことは非常であらうと思ふであります、昨年の議會で水雷艇 16 隻の御協賛を得ましたのも、是は第一線部隊に使ひたいのであるが、場合に依つては色々な方面にも使はなければならぬと思ふであります。(略)

○町田國務大臣 一寸私から一言申上げて置きます、高橋君の製鐵國策、國防に關する點から砂鐵のことを熱心に御述べになりました有益なる教を受けた感があります、一層砂鐵の研究は私の方として研究を盡して出来るだけ御希望の如く努めたいと思ひます、國防の點から見ましても、産業の點から見ましても必要なことと深く御意見を諒承して置きます。

○高橋委員 (前略)私は砂鐵事業に關する政府の所見を伺ひたいのであります、遅く商工大臣から御丁寧なる御挨拶に預りまして、洵に有難うございます、それを言つて戴きたい爲に色々なことを申上げましたが、流石は政黨の長老であられる、此點を深く御含みあられることに對して深く感激致します、先程も東北振興調査會に付て商工大臣から御提出になつたとのことであります、私は此事に付き總理大臣は内閣審議會にも御附議になるだらうかと思ひますが、それと共に商工大臣の御趣旨に則つて、速に有ゆる關係のチヤンネルを通して砂鐵研究を早急に行ふやうに御手配あらんことを御願致します、之に對して念の爲に總理大臣と、商工大臣の御答辯を望みます。

○岡田國務大臣 製鐵國策に対する高橋君の御質問は洵に御尤でありますて、私も其通りと考へて居ります、砂鐵に対する研究も是から先充分にやらんならぬと思つて居ります、東北振興調査會でもどう云ふ決議になるか分りますせぬが、茲に高橋君に御願して置かんならぬのは、砂鐵の研究は日本で怠つて居るのではないであります、長い間やつて居るのであります、是が非常に困難なる事業であります、唯山陰道の砂鐵が日本では非常に質が良い、是は數百年の昔から此處で製鋼が行はれ、是は玉鋼、伯耆鋼と云つて、刀などに非常に用ひられて居つた、それを承繼いだのが米子の製鋼所であります、此處は近代式の電氣爐であります、水の中に落すのは昔と同じことであります、昔も水の中に落したのが玉鋼であります、東北地方の砂鐵は是が洵に工合が悪い、是が陸軍省で前に長い間研究致しまして、工業には引合はぬが、戦時には是から所謂スponジアイオンであります、是は採れる、それで一應研究を完了しました、其後は日本製鐵が引繼いだのであります、今日本製鐵及三菱で研究して居ります、唯大規模にやるのには、まだ工業上に引合ふやうにならないであります、一時歐洲大戰の時にスチールの値段が千圓近くなりました時には、砂鐵からスチールを捨へる工業が相當發達したのであります、例の醫學博士の岸一太君などは砂鐵を探つて來て電氣爐でやつて居つたのであります、其位鐵が高ければ引合ふのであります、將來戰爭の時になつて、何處からも原料が來ぬと云ふことになれば、砂鐵からスチールが出來る確信を得て居るのであります。

○高橋委員 總理大臣に御聽したのは、内閣審議會に付せられるかどうかと云ふことを御尋したので、砂鐵精鍊の來歴を又後戻つて伺ふ積りぢやなかつたのであります。

○岡田國務大臣 それは内閣審議會の問題に掛けぬか、此處で確答致し兼ねます、斯う非常な専門の問題になりますと、或は將來の國家百年の國策を樹てる上にやるんでありますから……もう此砂鐵の問題は略々決つて居ると思ふのであります。

○高橋委員 失業者救濟の關係に付て申上げます、例へば製鐵原料200萬噸を輸入しないで、砂鐵の方でやつたとすると、茲に2,000餘萬圓の金が浮くのです、是は一つ少々金が掛つても——どうせ失業救濟だ、匡救事業であると云ふことで、可なり政府が金を御出しになるのだから、之に混せて一つ活きた匡救事業をやられたらどうか。(以下略)

○田尻(生五)委員 私は國家重要產業の一つである製鐵事業に對する國家政策に關しまして、現在鐵鋼界は勿論一般產業界に於て關心を有たれて居る諸問題に付きまして、主として商工大臣の御所見を伺ひまして、併せて總理大臣、陸軍大臣並に本日は御缺席になつて居りますが、大藏大臣に御尋を致したいと思ひます(中略)第一に近頃問題になつて居りました銑鐵値上の問題であります、問題の真相を明にする爲に簡単に経過を述べさせて戴きたいと思ひます、大體此銑鐵は鋼の原料となり又鑄物の材料となるものであります、此銑鐵は内地に於ては専ら日本製鐵株式會社に於て生産されるであります、併しながら日本製鐵會社の銑鐵だけでは需要に應じ切れませぬので、滿洲から輸入を致しますし、更に印度、昨年あたりはソヴィエト露西亞方面からも若干輸入されたと承つて居ります、此銑鐵の内地に於ける販賣は日鐵及滿鐵の方で加盟致して居ります銑鐵共販會社、即ち俗に共販會社と云はれて居ますが、其共販會社に於て殆ど獨占致して居るのであります、又印度銑鐵の輸入も共販會社の統制の下にあるやうであります

す、其共販會社は昭和8年の6月から、即ち一年半前から毎當り40圓60錢と云ふ建値を持して來たやうであります、それに對しまして、本年の1月乃至3月限のものを約7圓だけ値上を致したいと云ふことを、需要者側に對して要求致したのであります、然るに需要者の側に於きましては、餘りに大幅の値上であると云ふことに不満を有ちまして、之に拒絕の意思を表示すると同時に、商工省に向つて陳情を致したのであります、商工省に於きましても銑鐵のメーカーであります日本製鐵會社と云ふものは、特別の使命を有つて居るものである、又滿鐵の子會社であります昭和製鐵所の生産に係る銑鐵も、是も單に營利的方面からのみ見るべきものではあるまいと云ふやうな建前から致しまして、共販會社の幹部と、日鐵の幹部とを商工省に招致せられまして、此の大幅の値上に對して警告を與へられたと承つて居ります、にも拘らず、遂に此商工省の意思が徹底しなかつたのでありますか、7圓の値上は實現しませぬでしたけれども、毎當り5圓20錢と云ふ値上の協議が纏り、共販會社と需電者側との契約の調印を見たのであります、それが昨年末であります。

然るに商工省に於きましては、其契約調印の後に至りまして、共販及日鐵に對しまして、嚴重なる御叱りがありまして、此値上に對しては商工省としては承認し難い、殊に日鐵は國家的使命を帶びたる所の特別の會社であります故に、何等かの引下の措置を執れと云ふやうな御命令と申しますか、或は指示と申しますか、要望が行はれたやうであります、それで日鐵と致しましては本來の使命に鑑み、更に商工省の御意思のある所を尊重致されましたか、共販會社に對して、此値下のことを——一旦値上したものを、更に値下すると云ふことに就て相談されましたが、共販會社としては頑として應じないと云ふやうなことで、非常に悶着を起しまして、一方商工省は日鐵の尻押をやるし、滿鐵側は共販の後楯になつたやうな形で、遂に日鐵は共販會社からして脱退をしなければならぬと云ふやうな事情に相成りまして、遂に商工省の諒解を得て、正式に脱退を通告したと云ふことが新聞に傳へられて居ります然るに斯くなりまると云ふと、此内地市場に於ける銑鐵、販賣に對して、統制がとれない、非常な混亂を來すと云ふやうな事情もありまして、共販會社に於て更に反省しました結果か、商工省に對して滿鐵、共販會社の幹部も出頭せられまして、色々懇談協議をせられました結果一昨三日でありますか、日鐵幹部も一緒に會合せられまして、幸に圓満なる解決を見たと云ふことを傳へられて居ります、而して其解決の結果と致しまして、此銑鐵の中でスチールの材料になるものは、5圓20錢値上さるべき決つて居つたものを、1圓30錢だけ引下げて48圓50錢にする、併しながら是は以前の値から見れば、3圓90錢だけ値上したことになるであります、又鑄物用銑は2圓だけ引下げて47圓にする、併しながら是も以前の値から見ますれば2圓40錢だけ値上したことになるであります、是は本年1月乃至3月迄の分でありますが、更に4月以後の分に就ては圓卓會議を開いて相當の價格に協議をすると云ふことで、商工省及對滿事務局とも御相談が纏りまして、滿鐵、日鐵共に諒解致したと云ふ風に傳へられて居るのであります。

此私が今迄申上げました経過が誤りないと致しますならば、私は之に對して少しく不可解なる點があるのであります、それは第一に商工當局は、共販會社に於て5圓20錢の値上を決した、其の5圓20錢の値上は不當であると云ふことに御考になつたで

あらうと思ひまするが、果して然らば何程であれば適正の價格である、幾ら値上をすれば適正であると御考になつたのでありますか、是は今日解決された値段が適正だと仰しやれば、それもさうでありますせうけれども、それは揉んで揉んで揉んだ揚句に解決された値段でありまして、此問題が昨年發生した當時に於て、商工省が幾らが適正であるかと云ふ御考を御有ちになつて居ると云ふことは、私は新聞紙を通しまして絶えず注意を致して居つたのでありますけれども、承知致すことが出来なかつたのであります、それで先づ此點を伺ひたいと思ひます、世間では商工省が頻りに大幅値上に就てやかましく日鐵に言はれて居るけれども、是は格別不都合なことはないのだ、今まで日鐵が出来ましてから約一年でありますするが既に其前、一年半も以前から決つた値である、一面から云へば一年半も辛棒して來た値を、突如として値上をすると云ふことは、餘りに不當のやうでありますけれども、併しながら一方から考へればそれ迄辛棒して居つたけれども、辛棒しきれなくて上げたんだと云ふ風な見方も出来るだらうと思ひます、それから現に銑鐵が非常に不足して、輸入も困難になつて居る、又輸入銑鐵の値段も騰貴して居ると云ふやうな事情等もありまして、商工省の値上に對する御考が必ずしも妥當だとは思はれない、一説には此機會に臨んで値上をしたと云ふこと自身が日鐵の使命に鑑みて穩當を缺いて居る、是は議會で問題になるであらう、若し議會對策として、共販會社が値段を決定して、而も需要者側と契約調印を済ました後に、更に商工省がやかましく御叱りになるのであると云ふやうなことも、新聞紙で傳へられて居るのであります、若し又商工省に於きまして適正なる値段と云ふことが、此當時、決定前に御示しが出來たならば、日鐵會社は御承知の通り商工省の監督に服する會社であります、而も特別の監理官も設けてあるのであります、監理官と云ふものは日鐵の業務に對して監視の役目を勤むるものでありますして絶えず日鐵の幹部とは連繫がなければならぬと思ひます、殊に日鐵の幹部は政府を代表して商工省から御入りになつて居る方が首腦部に居られるやうな譯で、それ等の方々との間に、此値上問題が圓満に、充分熟議が遂げられて、さうして表面に現はれるのが當然ではないか、警告は與へられたか知れませぬけれども、それを顧みずして決定したと云ふことは、甚だ不都合のやうでありますけれども、併しながらそれ迄放任して置いて、さうして決定した後に喧しく言はれて、さうして紛糾を大ならしむると云ふことは、大體商工省の遣方に付て少くとも餘り手際は上等でないと云ふことの感じを吾々は有つてあります、其點に付て先づ商工大臣の御所見を伺ひたいと思ひます。

○町田國務大臣 只今鐵の販賣値段に關する、其統制に關する商工省の處置に對しての御質問と存じます、新聞には手續に關して色々な報道がございました、恐らくは今御話の手續の點に對しても、或は商工省が執りましたのと相當違ひがあるぢやないかと思はる節もあります、又滿鐵と云ひますか、昭和製鋼所と日本製鐵會社の間に何か行違ひでもあるかの如き意味の御話もありましたが、大體は此間には能く諒解が行届いて居つたと私は思ひます、只今の御質問の多くは、昨日でありますか一昨日でありますか、雙方の意見が一致して1月から3月までの間の協定が済みました内部の手續問題であります、内部の手續とは申しながら新聞にも相當出て居りまして、一般から注意されて居る問題でありますから、此大要も申上げます、併し其事柄は實際此問題を取扱ひま

した、こゝに居ります手續に關することを取扱ひました鎌山局長、並びに政務次官も相當此の問題に關係して居りますから、どうぞ其手續に關することは政務次官なり鎌山局長から詳しく述べることと致しまして、唯私から申上げて宜からうと思ふのは、昨年から今日まで續いて居ります主に銑鐵の値の問題であつたやうであります、之を今までの通りにして置くのが宜しいか、上げるならば今上げた、あの協定した値が適當であるかと云ふ御尋であります、此點は當然私から申上げるが宜からうと思ひますが、私は今上つた値は適當であるとも思ひませぬ、出来るならば日本製鐵會社の使命から申しまして、出来るだけ株主に配當する利益を少くして、設備を完全にすると云ふあの法律の趣意から致しましても、出来るだけ分量を豊富にして安い値で世の中に供給すると云ふ、明かな目的の下にあの法律は出來て居りますから、私はそれに副ひたい積りであります、其意味から申せば此度の値上は製鐵會社の趣意とは一致して居らぬと申して宜しいと思ひます、日本製鐵會社の經營の方法、利益の關係、將來經營を充分にする資金の問題から見ましても、あの値上は必要でないであります、唯日本製鐵會社が限りある分量を以て、日本の鋼材並に銑鐵の市價を支配すべき力が充分でないと云ふことが、茲に原因して居るのであります故に、あなたが能く御承知の通り、近くは千噸爐も出來まするし、將來に於ては日本製鐵會社と今あるアウトサイダーに向つて一貫作業を許して居ると云ふやうな點から見まして、近く内地で需要に應ずるだけの供給が出來ると思ひますが、御承知の通り一昨年よりも昨年は30萬噸も銑鐵に於て既に需要が殖え、今年は又更に50萬噸も殖えたと云ふやうな關係から、從來内地から滿洲其他に輸出して居る部分も制限し、露國からも銑鐵を買ひ、外國からも出来るだけ鋼材銑鐵を買ふ方針を執つて居りますが、内地の軍需事業他の經濟界の好轉に依つて、急激に需要が殖えたことに對して應ずることの出來ない結果が、矢張り茲に現れて來た、此協定の仕方が私は完全とも思ひませぬ、併し日本製鐵會社の使命から見ましても、此利益を日本製鐵會社が取る必要がありませぬ、出来るならば、需要者に向つて與へることを主として此協定をやらしたのでありますが併し大體から見まして、まだ製鐵の需要が多くて供給之に伴はぬ爲に、將來益々鐵價が騰る傾向があるとして、内地の吾々の力だけでは此騰貴を防ぐことが出來ないと云ふ曉に於ては、大藏當局とも協議して、鐵の輸入關稅に向つて相當なる考慮を一時しなければならぬと、大體に於ては此建方から參つて居りますが、御尋の手續のことは政務次官若くは鎌山局長から説明させます。

○田尻委員 將來のことにつきましては私敢て懸念致さないのであります、既に對滿事務局も立派に出來上りまして、練達有能の次長を初め澤山要員も充實されたことであります、今後はさう云ふことでもつと…獨り製鐵問題に限らず、日滿兩國の經濟連絡の統制に付いて充分の御施設があることと考へますけれども少くとも此64議會に於て政府の言明せられたものが、而も其言明に依つて委員が日滿兩國の製鐵事業の連絡統制に付ては、遺憾なからべしと期待して居つたものが、今日實現して居らないと云ふことは、是は無論現内閣の責任とは思ひませぬけれども、政府と致しましては相當怠慢の事實ではないかと思ひます、若し悪く解しますれば委員を欺いた、一時を糊塗したと云ふやうはことになりはしないかと思ひます、無論内輪に於きまして色々經緯もあつたかも知れませぬけれども、是が具體化して居なかつたと云ふこ

とだけは、争ふべからざる事實であります、併しながら既往を咎めましても仕方がありませぬが、惜むらくは斯う云ふ機關があつたならば、或は満鐵、或は日鐵、或は昭和と云ふやうなことで、共販會社を廻つて此間のやうな紛糾はしなくとも済んだのではないか、紛糾を惹起さなくても、此政府部内に設けられた所の特別の機關の手に依つて、旨く處理されたのぢやないか、或は未然に防止されたのではないかと云ふことを私は考へるのであります、先づさう云ふ意味で此機關を設ける、委員會を設けると云ふことを御言明になつたのであります、それに依つて委員は安心して居つたやうな譯であります、まあ併しながら既往は致方ありませんが、斯う云ふやうな事情にもなつて居りますから、只今商工大臣の御述べになりましたことで、將來に就いては敢て懸念致しませぬが、此際此問題を直接御聽き下さいました總理大臣並に陸軍大臣として、如何に御考になつて居りますか、御所見を伺ひたいと思ひます。

○林國務大臣 御承知の通り最近對滿事務局も出來ました、又將來兩國の間の經濟問題を協議する經濟委員會と言ひますか、何か其種類のものも出來ることになつて居ります、さう云ふものが出来まして、是等の問題を改めて考へ直すことになるだらうと豫想して居ります、大體に於て私の今考へて居ります點から申しますれば、さう云ふやうな特殊の機關が何か必要であると云ふ風には考へて居りますが、是等の諸機關を通じまして、更にそれ等の點に付て新たなる研究をすることになるだらうと考へて居ります。

○田尻委員 第2の問題と致しまして、此製鐵業獎勵法の改正問題に付て、商工大臣に御伺致したいと思ひます、製鐵業獎勵法は大正6年に制定されまして以來、今日まで數回改正が行はれましたが、其間に我國の製鐵事業の發展の爲に莫大の貢獻を致して居るのであります、然るに此法律の内容と致して居りまするもの中に、製鐵事業と保護の一つの手段として、營業稅及營業收益稅並に所得稅に對する免稅の特典が與へられて居るのであります、近來鐵工業の非常なる好景氣に恵まれて居ります關係からして、此各種の免稅の特典を與へて置くと云ふことは、適當の保護になりはしないかと云ふやうなことが唱へられまして、相當に論議されて居るやうであります、それに對しまして商工省は先般、慥か昨年の10月18日かと思ひますが、日本鋼管會社に鎔鑄爐の建設を御認可になりました際に、一つの聲明書を發せられたと云ふことが新聞に記載されて居るのであります、それに依りますと、商工省と致しましては製鐵事業の獎勵法に依る免稅の特典に觸れて、何等かの御改正を行はれる御積りではないかと云ふことまで、當時何はれたのであります、其後先般慥か工業俱樂部が何かの新年宴會の席上に於ても、商工大臣は同様のことを御述べになつたやうに新聞紙上で承知致したのであります、議會に於きましては、先般臨時利得稅法案に對する中島彌團次君の質問の際に、此事はハツキリ商工大臣に御質問になつたのであります、私共は政府の意図を此際明確に承知することが出來ると云ふことで、期待致して居つたのであります、商工大臣からは御答辯がなかつたのであります、又喧し屋の中島君からも御催促がなかつたのであります、さう云ふやうなことで、遂に今日まで明確なる御答辯を得ることが出來なかつたのであります、此機會に商工大臣の御意図を承ることが出來れば大變仕合せだと思ひます。

○町田國務大臣 只今御尋の通りであります、昨年の11月でありますか、10月でありますか、日本鋼管會社に鎔鑄爐の認可を

致したことも事實、其際に私の名前ではなかつたらうが、鎔山局の事務當局の名前を以て出しましたか、何れにしましても、あれを認可した次第、並に今後商工省が採る大體の方針に對して簡単なものをば公にしたのであります、同時に御詫の通り、先日の經濟聯盟並に工業俱樂部の新年宴會の席に於て、私の一箇の考として、斯う云ふ二、三の重大問題に對して實業家の意見を問ふと云ふ意味で申しましたのが或は新聞には私が的確な意見を發表したかの如きことを書いた新聞がありました、私は率直に斯様な考へと、斯様な考へとあるから、事業家の主な者の意見を聽くことが出來れば大變な参考になるからと云ふ意味で申したのでありました、それで極く簡単に申しますと、昨年の日本鋼管會社の鎔鑄爐の設立の願は、私の承る所では商工省に1年位未決の問題として解決されずに居つたと云ふことであります、何故にさう長く掛つたか、私には能く判りませぬ、前々商工大臣から前商工大臣を経て、3人目の私に至るまで其問題が解決されて居なかつたと云ふことであります、併し民間の斯様な重大なる問題を長く解決せぬのは、商工行政に當る者の責任の上から見ても如何かと私は痛感したのであります、而して日本製鐵會社が内地の總ての製鐵業を打つて一丸とすると云ふ趣意に依つて皆さんが御賛賛なさつた其の目的は達し得られなかつたのであります、今後或は數年の後には經濟界の變化に依つて、再び今アクト・サイダーの合同を促す時機があるかも知れませぬが、商工省の權力に依つて之を今日合同させると云ふことは出來もせず、私は左様なやり方に反対であります、故に日本の銑鐵も少く、鋼材も少いと云ふ時には、相當の設備を有つて居る日本鋼管會社の如きものに一貫作業の鎔鑄爐の設立を許すが宜しい、併し私が若しある營業者であつたならば、許可を商工省に求むることなくして——相當な利益を取つて居る會社であるから、商工省の認可を要せずしてドシドシ仕事をして居ると私ならばさう思ふ、併しながら長い間には種々なる變化に遭つて、利益する場合もあれば、損をすると云ふ場合もありますから、出来るならば此特權を得たいと云ふ考を起すのは當然でありますが、製鐵獎勵法を作りました時は、どうしても、あの獎勵をせなければ日本の製鐵業は將來立たぬと云ふ時代に出來たので、是は一時の好景氣であるか、永く續く好景氣であるかは暫く別と致しまして、大體に於ては日本の製鐵業の基礎は成立つたと、あなたも大體長い御經驗の上から御認め下さることと思ひます、して見れば營業稅、營業收益稅、所得稅を10數年の長きに亘つて之を免除して居るが、若し此特權がなかりせば、政府に年々恐らくは1,000萬圓内外のものは收益稅、所得稅として私は入つて来るのぢやないかと思ひます、此點に向つて考慮を致して相當な改正をする必要があると思ひます併し今日の景氣が永續するかせぬか、まだ充分な見透しがつかぬ今日に、之を全廢すべきものであるか、或る程度の相當な利益のあるものに向つては與へずして、將來再び斯様な或る程度の保護を要する場合があるか否やも考慮して、相當な之に改正を加へると云ふ考を以て目下調査を進め、大藏省の事務當局とも協議中であります。

○田尻委員 それではそれだけ承知致しまして次に銑鐵、鋼の關稅の問題に就いて御尋ね致したいと思ひます、昭和7年の6月、第62議會に於きまして關稅定率法が改正になりました、其際最も論議せられたのは、此銑鐵が從來賦當り1圓67錢の輸入關稅を一躍6圓、即ち4圓33錢と云ふ引上が行はれたのであります、其際政府の御説明に依りますると云ふと、從來製鐵業に對

する國家の保護の厚いことは之を認める、随つて斯る保護を必要ならしめて居る所の事情を除去して、製鐵事業の合理化に依つて根本確立を期せなければならぬことは勿論であるが、當面の製鐵業に對する印度銑鐵の輸入壓迫を除くに非ざれば、我國に現在存在して居る所の製鐵業は遂に衰滅を來すに至るであらうと云ふ洵に悲痛な御説明がありまして、議會に於きましては、其御説明を諒解致しまして、さうして此關稅引上の改正法律案が通過致したのであります、其際に政府は、併しながら何時迄も此關稅とか、或は獎勵法に依る保護に依つて、製鐵事業を保護して置くと云ふことはいけない、何とか根本的に國家の保護に依らず獨立し得るやうな方策を樹てなければならぬと云ふ御考から致しまして、現在製鐵業の徹底的整理及合理化を圖つて、之を合同に導き、以て生産費の低減を期すると云ふことの御言明がありまして、此御言明が第 64 議會に實現せられて、さうして製鐵合同と云ふものが、日本製鐵株式會社法案として現れまして、遂に今日の日本製鐵株式會社が出來た譯であります、然るに其後インフレ景氣に依りまして、鐵鋼の價格が騰貴しまして、今日では非常に保護が過ぎて居る、過當保護の非難さへも起つて居りますことは、先程申しました通りであります、一方に於きまして輸入品に對しましては、此關稅の引上と爲替安に依りまして、輸入防遏に多大の効果を齎しました關係から致しまして、近來に至りましては銑鐵の需要に應ずることが出來ない、供給に非常な不足を感じまして、何とかして之を緩和する必要に迫られて來て居るのであります、所謂銑鐵飢餓と云ふことが叫ばれて居りまして、此輸入關稅を撤廢するか、或は引下をするに非ざれば、此銑鐵飢餓を救ふことは出來ないと云ふことが叫ばれて居ります(中略)私は現在の銑鐵供給が不足して居ると云ふことは争ふべからざる事實であります、外國に輸出する鐵鋼と仰せになつて居りまして、或は鋼の方は相當に出て居りますけれども、併しながら一方に於ては鋼は相當に輸入もあります、昨年だけは極く僅か 10 萬噸位でありますか、輸出超過になりましたけれども、其前は年々輸入が超過して居ります、殊に銑鐵に至りましては、先程も申上げますやうに、滿洲及印度から専ら輸入して居るのであります、外國に輸出するなんと云ふ餘力はないであります、でありますから、輸出の方面に手加減を加へて、それを内地の需要に充てると云ふことは、どうも出來得ないことではないかと私は考へます、或は私の考へ違ひかも知れませぬが、どうもさう云ふ風に考へられます。

それから此日鐵其他の設備を擴張すると云ふことは、既に日鐵でも、其他のアウトサイダーでも、鎧鑄爐の認可を得て居るものもあるし、又得て居ない所もありますが、是は急場の間に合はないと思ひます、どうしても來年或は再來年にならなければ、銑鐵を出すことが出來ないと云ふことになると思ひます、さう致しますと、唯露西亞、或は印度、滿洲からの輸入銑鐵の數量も大して増加する見込みがありませぬから、先づ 30 萬噸とか、35 萬噸位であると思ひます、さうすると去年も今年も同じです、あとは外國から入つて来る銑鐵を迎へる外ないのであります、ざつと計算して見ますと、70 萬噸位必要であるが、大體其 70 萬噸と云ふ數量を得るのが甚だ困難ではないかと思ひます、而もそれだけ關稅を高くして置きながら、安く輸入すると云ふことは、一層困難ではないか、斯様に考へるのであります、それで商工大臣の御考へになつて居る先づ先程申しました三つのことを折角御やりになつて、さうして是れでもどうしても行かなければ關稅を撤廢し

よう、或は一時的でせうが、廢めようと云ふ御話であります私から申上げますならば、既に内地の製鐵業は保護の時代を通り過ぎて、供給の不足を來して居る、高い關稅を課けて銑鐵の輸入を防ぐべく餘りに銑鐵の飢餓を生じて居る、不足を生じて居りますから、其銑鐵が入り易いやうに關稅を此際撤廢される、是は一時的でも宜しうございませんが、さう云ふことを爲さる必要があるのではないかと云ふ風に考へるのであります(中略)それよりも現に迫つた此銑鐵飢餓を救ふ爲には、矢張り此際速急に關稅の減免をして戴かなければ、到底此銑鐵の不足を補ふ方法は別にあるまいと、私は斯様に考へるのであります、一、二年の先是別でありますけれども、それに付きまして簡単に御所見を伺ひたいと思ひます。

○町田國務大臣 只今田尻君の御質問及御意見は、大體は同感であります、たゞ御承知の通り、基礎産業の將來に對する根本対策は、大體に於て出來て居ると思ひます、(以下は前に何回も屢述と同斷であるから略す)

○田尻委員 只今商工大臣の御意見は先達中村君の御質問に對する御答辯と大體同様であると感じます、此問題に付きましては別に大藏大臣に御伺致したいと思ひますが、御出席がありませぬから、政府委員の方で御聽取の上に適當の機會に御答辯を願ひたいと思ひます、それは先般の臨時議會の 12 月 1 日衆議院の本會議で、中島彌朗次君が大藏大臣に先程申しました免稅の特典、之を廢止する意思はないかと云ふことを御尋になつたのであります、其際に大藏大臣の御答辯が、質問の御趣旨を御諒解になつて居るかの如くであります、併しながら大藏大臣御自身の御答辯を拜聽致しますと云ふと、此關稅の問題のやうに御間違ひになつたのぢないかと云ふことを推測されるのであります、一寸其御答辯を讀んで見ますと「中島君の終ひに於て私への御尋は、製鐵事業の今日發達して居るに、之に向つて最早免稅して置くには及ばぬからして、此免稅を廢したら宜からうと云ふ御考からして、私にも其考があるかないかと云ふ御尋と諒解しました、それは或は商工大臣から御答したかも知れませぬが、此製鐵事業のことは御承知の通り、私も三派内閣の當時農商務大臣の職を汚しました時に、特に委員を務めて、我國に於ては國策として製鐵事業が起り得るものであるかないかと云ふことを充分に調査しました、其時分から此事は考へて居るのであります、何分此製鐵のことになりますと今日は我國の製鐵事業は發達して居るから、最早特別の保護の稅を課して置かなくとも進んで行けると云ふ状況が目前に現れましても、何時又外國の方の經濟界の變化に依つて折角成長した我國の製鐵事業を害するやうなものが入つて來ぬとも限らない、此經濟界の、外國貿易に關係して居る經濟界の狀態は、實に始終變つて行くのであります、我國は變らずして居つても、他所の國がさつきと變つて行くのでありますから長く期待して安心することも出来ない、又長く心配することも要らないと云ふやうな状況で、事實あるのです、是が今日の世界の狀態であるそれ故に今日に於きましては、先づ此保護稅を廢すると云ふ考は私としてはまだ持つて居りませぬ」斯様に仰せになつて居りまして、大藏大臣は關稅——保護稅の事に御考になつたのぢないかと思はれますので、若し私の解釋が間違つて居りますればそれで宜しうございますが、適當の機會に御答辯を願つて置きます。(後略)

(2 月 27 日)

○中村委員 政府委員に御伺ひ致します、朝鮮總督府の特別會計に

依りますと、製鐵獎勵補助が 21 萬 7,000 圓計上されて居る、銑鐵補助に於て 20 萬圓、鋼鐵補助に於て 1 萬 1,000 圓であります。此追加豫定額は何か御見込達ひの結果計上されたのでありますか、其邊の事情を先づ御伺ひ致します。

○林(鑄鐵)政府委員 御答申上げます、大體製鐵補助は 9 年度に於きましては、新しく補助を要するものはない見込であります。御承知の通り製鐵獎勵補助金を出しますには、一定の用途に使用致しました證明書を附けて、本人より申請して参ります。過去の分に就きまして補助を貰つてないものが、まだ相當本年度中に現はれて来やしないかと思ひまして、豫算には其最少限度金額を計上して要求して居ります。勿論御承知の通り本費目は補充費目になつて居りますので、大體に於て豫備金がありますれば、それから多少の補充をして補充することが出来よう、斯う云ふ考を致して居つたのであります。今回申請に依りますと、相當大きな金額でありますと、朝鮮總督府の現在の第一豫備金の金額は非常に少いのでありますから、豫備金から補充をして支出することも困難に感じましたので、此機會に於て追加豫算を提出して、御承認を仰ぐことにしました次第であります。

○中村委員 然らば是等の補助は、所謂銑鋼一貫作業の工場を主として居られるのであると思ひますが、具體的に大體如何なる製鐵會社に、補助を與へられるのでありますか、此際御発表を願ひたいのであります。

○林政府委員 朝鮮總督府の關係致して居りますのは、兼二浦に在ります製鐵所だけであります。

○中村委員 然らば此銑鐵補助も鋼鐵補助も、兩方共兼二浦でありますか。

○林政府委員 左様でございます。

○中村委員 之に關聯致しまして、朝鮮に於ける製鐵業の大體に就て御伺申上げます、朝鮮の鐵礦產出額は豫算委員會に配布せられたる資料に依れば昭和 7 年に於きまして約 15 萬噸、昭和 8 年に於きまして約 26 萬噸であります。之に依つて朝鮮に於きましては銑鐵、或は鋼鐵がどの位產出されて、朝鮮内に於てどれだけ消費せられ、内地に移入せられるのは大體どれだけでありますか、朝鮮に於ける製鐵業の大體に就て御説明を願ひたいのであります。

○林政府委員 兼二浦の製鐵所が實際に造つて居ります數字は、今手許に持つて居りませぬから、後で取調べて御報告申上げたいと思ひますが、鮮内で使用致して居ります分は極く一小部分と心得て居ります、大部分は内地に持つて來まして使つて居るやうに承知致して居ります。

○中村委員 目下工商省、大藏省等に於きまして、鐵に關する關稅の改正が論議せられて居ります、恐らく之に關する法案は出ると思ひますが、此鐵關稅の改正又は製鐵獎勵法の改正は等が如何に朝鮮の製鐵業に影響があるか、是等を政府委員の見込まれる所を大體此處に御言明を願つて置きたいと思ひます。

○林政府委員 只今御尋の點は、内地に於きます製鐵業者と全く同一の利害關係に立つてあらうと考へます、此會社も日本製鐵會社と申しますか、合同會社の中に包含されることになつて居ると承知致して居ります。

(2月 21 日)

○大口委員 (前略)もう一つ私更に質問したいのは、先刻一寸森田君から御話が出ましたが、鐵の問題では、是は製鐵業者に無論今

度の臨時利得稅は掛かる譯だと思ひます、製鐵獎勵法から言へば稅金は免除されて居ると思ひますが、今度の利得稅は矢張掛けられると思ふですがそれで宜からうと思ひますが如何ですか。

○石渡政府委員 宜しうございます。

○大口委員 さうすると其處に一つの問題が起るのであります。先年議會に製鐵獎勵法が出来まして、あれが通過致します時、當時の政府の説明は、所謂我國の鐵の國策と云ふものを是で決めるのであると云ふので、中々大規模に確かりした考を此處で説明されて、吾々議員は之を認めたものであつて、其方針で今すつと進んで居る筈であるのです。所が是でやつて見ると中々鐵は足らない、値は高くなる、斯う云ふことになつて來た、所が内部を見るとどうであるかと云ふと、私が申す迄もないが、其大合同をしない會社に對しては、中々鎔鑄爐などを造ることを許されない、さうして一面に於ては關稅の引下げ、又其引下げるのが、銑鐵も銑鐵も半分にすると云ふのだから、是は隨分えらい話で、銑鐵の如きは、關稅を上げた時は 3 割 5 分上げた、だから 3 割 5 分だけ下げる云ふのなら元へ戻すと云ふことであるが、更に一步進んで半額に下げる云ふ、是が此度の議會に提案されさうである、さうして又此製鐵業者へも臨時利得稅を掛け行かうと云ふことになつて來ると、平時は斯う云ふことで鐵の融通が出來て、幾らか値も下がりませうし、宜いかも知れませぬが、此國策の根本と云ふものは鐵を自給自足させよう、一朝事があつても我國は鐵に困らないと云ふ基礎を造らうと云ふのだから、此精神から言ふと根本が變つて来るやうに思へるそこで是は何れ關稅の問題が議會に出ました時に、質問應答もありませうし、相當に議論がありませうと思ひますから、今日深く此處で之を論じようと思ひませぬが、政府の鐵に對する國策に、一寸茲で疑を生じて來て居る、それで現内閣は我國の鐵の國策に就て、一朝事があつた時自給自足でやつて行くには、將來どうやる積りであるか、此大要を茲で御説明を願ひたい、是が今度の臨時利得稅を決める上に、大分問題になつて居ります、どうか此場合御説明を願ひ置きたいと思ひます。

○町田國務大臣 (前に數回屢述せると同斷の答辯せり)

○大口委員 只今御答辯下すつた中で、所謂「アウト・サイダー」に鎔鑄爐を御許しになる御決心になりましたことは、初めて承つて其點は私は御同感でござります(中略)是は私個人としては結構であると考へますけれども、其間の策と云ふものが、如何にも現在を始末するのに急にして、大切な國策に瑕が付くことはないであらうか、茲に一つの疑があります、是は今の御話の率等に就ては、私も疑點がありますが、是は此處で申すべき場所でありませぬから、後日質問をしますが、唯きう云ふことはどうか考へて御出になると云ふことだけを承れば、此稅法に對する吾々の肚だけは決りますから、そこを一つ御決心を承つて置きたいと思ふ。

○町田國務大臣 適當な機會に、私の方から實は申上げて、御諒解を得たいと思つた問題であります、御尤もな御質問であります、此重大なる産業の、折角發達しつゝあるそれを此關稅法の改正に依つて打撃を與へて、發達を妨げると云ふことになれば、私は断じてやりませぬ、併し實際の事情を取調べて見ましても、今日の鋼材の價、今の價は、相當大きな儲けをして居ると思ひますが、此價に關稅を引下げる云ふことは、外國の市場の模様や、輸入價格の受渡のことなどを精密に調べて見ますと、今の鋼材の價を、此關稅 5 割の引下に依つて、更に下げる云ふ點には參つて居らぬやうに、私は信じて居ります。(後略)

内外最近刊誌参考記事目次

The Foundry, Dec. 1934.

Navy and marine memorial is cast of Aluminium. T. D. Stay. p. 12-16.
Cast large bronzes centrifugally. E. F. Cone. p. 18-19.
Foundry doubles plant capacity. P. Dwyer. p. 20-22.
Controlling dry sand Strength. H. W. Dietert and F. Valtier. p. 24-25.
Prevent losses with proper gates and risers. P. Dwyer. p. 47-50.

The Foundry, Jan. 1935.

Producing malleable casting. p. 16-18.
Points to causes of porosity. R. A. Bull. p. 19.
The oncoming shortage of skilled mechanics. K. Coolbaugh. p. 20-21.
Melting control reduces losses. N. K. B. Patch. p. 22-23.
Molybdenum in gray cast iron. C. M. Lobe. p. 24-25.
Pour through multiple system. p. 26-27.
Hold cores to close tolerances. P. Dwyer. p. 28-30.
System saves money on supplies. D. H. Tyson. p. 31.
Prevent losses with proper gate and risers. P. Dwyer. p. 38-43.
Care for cupola refractories. C. E. Bales. p. 44-48.

The Foundry, Feb. 1935.

Gray iron shop trains its workers. P. Dwyer. p. 18-19.
Heat treating and steel castings. J. D. Knox. p. 22-23.
Stressing interest of buyers sell foundry products. W. Balsam. p. 24.
Cast aluminium protects monument. p. 25.
Specializers in jobbing castings. E. Brember. p. 26-28.
Mixtures of small propellers. J. Duffy. p. 29.
Use of plaster for foundry patterns. p. 30-31.
Iron superheated in open hearth. F. Brocke. p. 32-64.
Points to causes of porosity. R. A. Bull. p. 33.
Prevent losses with proper gates and risers. P. Dwyer. p. 42-48.

The Metal Industry (London) Nov. 23, 1934.

The story of early metallurgy. R. T. Rolfe. p. 485-488.
Methods of manufacture and their influence on design (Al alloys). C. Devereau. p. 489-493.
American foundry congress. p. 495-496.

The Metal Industry (London) Nov. 30, 1934.

Scientific management in industrial undertakings. F. Meyenberg. p. 509-512.
Methods of manufacture and their influence on design (Al alloys). W. C. Devereux. p. 513-516.
The german non-ferrous metal market in Oct. p. 517-518.
Practical plating (deposition of copper). E. A. Oillard. J. W. Perring. p. 519-521.

The Metal Industry (London) Dec. 7, 1934.

Properties and uses of lead-base bearing metals. E. T. Richards. p. 533-535.
A metallurgical survey of engineering materials. J. W. Jones. p. 537-540.
A modern presswork factory. p. 543-544.
The French metal industry in Nov. p. 545-546.

The Metal Industry (London) Dec. 14, 1934.

Scientific management in industrial undertaking. F. Meyenberg. p. 557-559.
Directionality in some annealed alloys. R. G. Johnston. p. 560-562.
The story of early metallurgy (copper and bronze). R. T. Rolfe. p. 563-565.

The Metal Industry (London) Dec. 21, 1934.

Lithium. H. Osborg. p. 585-587.
Directionality in some annealed alloys. R. G. Johnston. p. 588-590.
The German non-ferrous metal market in Nov. p. 591-592.
Electrodepositors' Technical Society annual Meeting. p. 595-598.

The Metal Industry (London) Dec. 28, 1934.

Aluminium in ornamental work. p. 609-610.
Smelting in the lead blast furnace. G. L. Oldright. V. Miller. p. 611-612.
Directionality in some annealed alloys. R. G. Johnston. p. 613-616.
Lithium. H. Osborg. p. 617-618.
Design and production factors. W. E. J. Beeching. p. 620-621.

The Metal Industry (London) Jan. 4, 1935.

Scientific management in industrial undertakings. F. Meyenberg. p. 3-6.
Smelting in the lead blast furnace. G. L. Oldright. V. Miller. p. 7-10.
Europium, a rare member of the rare earth group. B. S. Hopkins. p. 11-12.
Industrial dermatitis. H. Wynne-Williams. p. 13-14.
Electrodepositors' technical society open discussion on chromium plating troubles. p. 14-16.

The Metal Industry (London) Jan. 11, 1935.

The home market for non-ferrous metals. O. W. Roskill. p. 28-32.
Non-ferrous metals and alloys in building construction. S. W. Davis. p. 33-38.
Non-ferrous metals and alloys in general engineering practice. J. W. Jones. p. 39-43.
Non-ferrous metals in automobile industry. L. B. Hunt. p. 44-48.
Non-ferrous metals in electrical engineering. S. V. Williams. p. 49-51.
Some note on hot brass and bronze stampings. W. Hayes. p. 52-54.
Advances in the melting and casting of non-ferrous metals. R. Genders. p. 55-58.
The die casting of non-ferrous metals (Yellow metals: zinc brass alloys and Aluminium alloys). p. 59-65.
The welding of non-ferrous metals and alloys. W. E. Benbow. p. 66-70.
Birmingham small non-ferrous products trade. A. L. Molineux. p. 71-74.
Refractories and sand for the non-ferrous industries. A. B. Searle. p. 75-77.
Metal protection by electrodeposition. S. W. Wernick. p. 78-80.

(中野)

Blast furnace and Steel plant, March, 1935.

The design of electric drives. Philip M. Gallon. p. 85.
Influence of oven width on coking coals. Part II. C. B. Marson. p. 188.
The Production of Black plate. Part II. J. Selwyn Caswell. p. 193.
Finishing the Heat of steel. Part XXX. J. H. Hruska. p. 197.
High temp insulation for Ind. Furnace. Part IV. N. Allen Humphrey. p. 198.

Iron and Steel Ind. March, 1935.

Wire manufacture; the formation of shapes. Richard Saxton. p. 225.
Some characteristics concerning the hot and cold Rolling of Flat Stock. Selwyn Caswell. p. 227.
Abrasive cleaning without compressed air. p. 232.

Steel, No. 10, March 11, 1935.

Improved Paints spur attacks on corrosion Problems. James O. Hasson. p. 30.
Forming and Firing light refractory Insulating Brick. Wood. p. 37.
Steel, No. 11, March 18, 1935.

Improved Equipment and alloys lend Facility to Die casting of Brass. Charles B. Jacobs. p. 38.
Physical appearance of slag indicates Quality of steel. Earl C. Smith. p. 41.

Some factors in chemical composition of steel scrap. R. A. Bull. p. 54.

Archiv. für das Eisenhüttenwesen. Heft 8. Feb. 1935.

Die Physikalisch-Chemischen Grundlagen der Möllering von Eisenerzen (Teil II). Josef Klärding. s. 325.
Grundlagen, Entwicklung und Beispiele feuerungstechnischer Berechnungen. II. Teil; Beispiele und Zusammenstellung der Formeln. Hellmuth Schwiedessen. s. 329.

Die Bestimmung des Aluminium im Stahl. I. Teil; Die Bestimmung als phosphat. Paul Klinger. s. 337.

Die Bestimmung des Schwefels in Ferrolegierungen. Carl Holthaus. s. 349.

Der Ausdehnungsbeiwert von Gusseisen. Erich Söhnchen. s. 357.

Stickstoffgehärtetes Gusseisen. Alexander N. Dobrowidow. s. 361.

Die Änderung der Eigenschaften von stahldraht durch Lagern bei Raumtemperatur und in der Kälte. Wilhelm Püngel. s. 365.

Archiv. für das Eisenhüttenwesen. Heft 9. März. 1935.

Die Versuche an der Regelstrecke der "Wärmestelle

- Düsseldorf." Gert Jungnitz. s. 371.
Untersuchungen über den Angriff von Spundwandeisen in Fluss- und Seewasser. Carl Holthaus. s. 379.
Ueber die Eisen- und Manganoxydul-Bestimmung im Stahl mit Quecksilberchlorid. Edward Maurer. s. 391.
Ueber die Diffusion von Gasen. Walter Roth. s. 401.
Modell zur Veranschaulichung der Vorgänge in belasteten Werkstoffen. Wilhelm Späth. s. 405.
Spektralanalytische Untersuchungen an Flocken in Chrom-Nickel stählen. Hans Esser. s. 419.
Möglichkeiten und Grenzen der Grossbildaufnahmen mit Röntgenstrahlen. Rudolf Berthold. s. 425.
- Stahl und Eisen. Heft 9. 28. Feb. 1935.**
Ausstellungen und Messen als Werbemittel für die Eisenindustrie. Ernst Heinson. s. 225.
Vergleich von Schnellarbeitsstählen aus dem Kernlosen Induktionsofen und aus dem Lichtbogenofen. Houdremond Eduard. s. 228.
Die Verwendung von walzringen und Walzring walzen. Cramer Haus. s. 235.
- Stahl und Eisen. Heft 10. 7. März. 1935.**
Erfahrungen mit neuartigen hochfeuerfesten steinen für Siemens-Martin Oefen. Heger Anton. s. 265.
Eigenschaften von Schneldrehstahl aus dem Kernlosen Induktionsofen und aus dem Lichtbogenofen. Scherer Robert. s. 276.
- Die Giesserei. Heft 6. 15. März. 1935.**
Lehmkernerstellung. E. Feil. s. 121.
Volkswirtschaftliche Betrachtungen zum veralteten Kupolofenbetrieb. A. Löbner. s. 129.
Neuzzeitlicher Giesserei transport. Hans Schulze-Manitius. s. 133.
- Die Giesserei. Heft 5. 1. März. 1935.**
Einfluss von Form, oberflächenbeschaffenheit und werkstoff auf die Dauerhaltbarkeit gegossener und geschweißter Konstruktionen. A. Thum VDI. und F. Meyer-cordt. s. 90.
Der Einfluss der Prüftemperatur auf die Spezifische Schlagarbeit von Gusseisen. E. V. Rajakovics. s. 95.
Aushärtbarer Kupferlegierter stahlguss. E. Söhnchen und E. Piwowarsky. s. 96.
Die Wärmebehandlung der vergütbaren Aluminiumgusslegierungen. E. Söhnchen. s. 100.
Sondermessinge als Gusswerkstoffe. Erich Becker VDG. s. 108. (鈴木)
- 日立評論 第 18 卷 第 4 號**
鋼塊起重機の電気設備 岡安 一彦 (19)
動力 昭和 10 年 4 月
樺太の燃料事業 可野 信一 (1)
滿洲の石炭 久保 孝 (15)
- 住友電線彙報 第 5 號 昭和 10 年 3 月**
電線界の趨勢 別宮 貞俊 (1)
鉛及び鉛合金の腐蝕試験 棚葉 久吉 (36)
亜鉛鍍金に關する考察 橋本 誠一 (51)
銅の硬度 根岸 元凱 (58)
- 日本ニッケル時報 Vol 3, No. 2**
科學に因る國際交際 頁野 文二 (172)
ニッケル合金鋼の鍛錬と鋼塊の偏析 藤原 唯義 (175)
ニッケル、クローム鋼の熱處理と應用 玉置 正一 (199)
ニッケル、鐵、アルカリ蓄電池 山口 真申 (207)
- 滿洲鑄業協會々報 第 1 卷 第 2 號**
主要鑄現況 (13) 山崎 生 (23)
- 電氣製鋼 第 11 卷 第 4 號**
シャルピー試験機に依る硬度試験につきて N 生 (165)
- 採鑄冶金月報 第 13 年 第 4 報**
亞鉛電鍊用のアルミニウム電極に就て 木名瀬 誠 (172)
石炭統制案 伸田 旭 (90)
ケットルマン原油の輸入に就て 荒木東一郎 (427)
造兵彙報 第 13 卷 第 3 號
鑄物彈體の鑄張防止に關する研究 平木 義良 (507)
- 外務省通商局日報 第 89 號 昭和 10 年 4 月 26 日**
米國内外錫産業並關係諸問題に關する下院外交委員會報告書と錫含有物輸出禁止法案議會提出 (4 月 25 日著在米、井上商務書記官電報) (533)
- 機械學會論文集 第 1 卷 第 2 號**
鑄鐵の曲げ試験に現はれたる降伏現象に就て 岡村 健二 (85)
- 建築雑誌 第 49 輯 第 598 號 大會論文集**
リベットと鎔接と併用したる接手の研究 内藤 多仲 外 2 名 (277)
側面隅内鎔接に關する實驗 仲 威雄 外 3 名 (283)
- 海外經濟事情 昭和 10 年 8 月號**
獨逸シーメンス社の業績 (昭和 10 年 2 月 19 日附)
獨帝國商務書記官報告 (71)
- 朝鮮鑄業會々報 第 148 號 昭和 10 年 4 月 1 日**
最近に於ける朝鮮の螢石に就て 小林 勝材 (6)
朝鮮明礬石よりアルミナの工業的製法 (11)
- 土木學會誌 第 21 卷 第 4 號**
鑄鐵管の強さに就て 池田傳三郎 (495)
- 鎔接協會誌 第 5 卷 第 2 號**
鎔接設計並に施工に就て 木下 秀雄 (73)
電弧鎔接法による鐵骨と鐵筋との接合部の研究 内藤 多仲 外 2 名 (82)
電弧鎔接用直流發電機の研究 岡本 趟 外 2 名 (94)
鎔着棒 (裸鎔接棒) の鎔接性 一番ヶ瀬 清 (114)
- 滿洲技術協會誌 第 12 卷 第 73 號**
新高級耐火物と滿洲產原料 堀 保次郎 (255)
石油及び代用燃料 佐藤 健三 (269)
- 工業雑誌 第 71 卷 第 893 號**
金属材料の機械的試験 (1) 硬度及び硬度測定法 (211)
輕金屬合金の話 (217)
- 日本化學會誌 第 56 帚 策 4 號**
アルカリ金屬の分析化學研究 (第一報) アルカリ金屬の 分離法 加藤多喜雄 (373)
アルカリ金屬の分析化學研究 (第二報) アルカリ金屬の 定量分析 加藤多喜雄 (398)
- 電氣評論 第 23 卷 第 5 號**
高電壓工學研究の趨勢 熊谷 三郎 (495)
電熱材料の諸問題 清水 勤二 (546)
- エンヂニヤリング Vol. 23, No. 5**
金属の疲勞に就て 清水 篤磨 (180)
現代工作機械の受容量と生産力 菊川 清作 (184)
- 研究報告 (住友伸銅鋼管會社) 第 2 卷 第 3 號**
マグネシウム合金の防蝕に就て (其 3) 堀 懿爾 (239)
五十嵐 勇、中田 兵次 (161)
水道鋼管の耐凍結性に就て 田邊友次郎、小磯 五郎 (179)
航空機用としてのクローム、ヴァナデウム鋼管及 プロペラ、ハブに就て (第 1 報) 紺川武良司 (186)
ビックース硬度試験と其應用に於て 井手 茂 (227)
アルミニウムの電氣抵抗と結晶粒の大きさとの關係
- 金屬 第 5 卷 第 5 號**
金属の顯微鏡寫真 山口 珠次 (149)
最近の耐蝕性金屬材料 田邊友次郎 (153)
種々の金属の磨耗に就て 伊丹榮一郎 (159)
- 日立機械評論 昭和 10 年 4 月 第 20 號**
起重機の起動及制動時に於ける速度變化 荒井 勉 (53)
起重機用交流電磁制動機の特生と定格 今野富三郎 (59)
鋼塊起重機の電氣設備 岡安 一彦 (65)
- 大日本黒業協會雑誌 第 43 卷 第 509 號**
珪酸ガ土質の耐火及び電氣材料ステアタイトの研究 (第 5 報) 永井彰一郎、井上 義一 (1)
珪酸三石灰の合成に於けるマグネシアの影響 近藤 清治、樋口松之助 (11)
- 水曜會誌 第 8 卷 第 7 號**
工業用マグネシウム合金の研究 (1) 澤本 八衛 (713)
種々の瓦斯中に於ける白銅の黑鉛化に就て 馬場 傳吉、福山 一正 (729)
本邦及び滿洲產石炭の炭塵可燃性に就て (11) 和田 正美 (735)
- 石炭時報 第 10 卷 第 5 號**
核炭用石炭の性質と其副產物の利用 黒田 泰造 (2)
最近の我石炭界と其前途に就て 古田 慶三 (12)

外務省通商局日報抜萃

世界鐵管カルテル解消(外務省 日報第101号5月11日版)

曩に歐洲大陸鐵管カルテルの解消に關し既報し置きたる處、此解散の結果惹て國際鐵管カルテルも解消の已なきに至れり、其經緯次の如し。

1935年3月11日及12日武府に開催せられた國際鐵管カルテル各國代表者會議は、豫想の如く諸懸案の解決を見るに至らず、大陸鐵管工業對英、米製管工業側の輸出に關するカルテル協定は、歐洲大陸鐵管カルテルと同様の運命に逢著して解消せしめられ、國際鐵管市場は今や何等の價格其他に關する販賣上の束縛を有せざることとなり、從つて國際鐵管カルテル對日本並瑞典の協定も自然消滅せり。

而して此協定破壊の主要原因は、磅の下落により生ぜる世界市場の英國生産者の優先的地位を阻止せんとする歐洲大陸側(主として獨逸生産者)の努力が失敗に歸したるに在るものゝ如く、鐵管輸出諸國は大部分從來其輸出を磅建にて行ひつゝありたる爲、較近の磅下落は大陸の鐵管生産業者にとり7%乃至8%に達する輸出價格的損失を意味するものと見られつゝあり、然し乍ら鐵管工業關係筋よりの報道によれば、大陸カルテルの解消にも拘らず、從來の自由市場保護協定のみは之を1936年12月31日迄持続履行するに決し、

英國生産業者共一時的乍らドミニオン及植民地を除き、英本國に關してのみ同様の自由市場保護を約せるものゝ如く、依て今後の自由競争は前記諸協定參加國以外の諸市場に限らるゝ筈なり。

亦前記會議參加諸國は、國際カルテル及歐洲大陸カルテルの消滅にも拘らず、鐵管輸出に關し各國に満足を與へ得る様、何等かの新協定を遂げんが爲引續き交渉中なり。

(以上在獨、長井商務書記官報告)

英國に於ける鐵鋼關稅增徵停止問題 (商工省貿易局通報第147号5月9日)

英國鐵鋼業代表は4月30日當地にカルテル側代表と會商、長期且全般の取扱は各部門より交渉委員を設け協議することとし、當面の問題たる英國市場輸入割當限度は年64萬3,000t(1933年輸入實數量)の基礎にて、差當り3箇月16萬750tの大陸品輸入を認め、英國側は政府に對し這般の増稅を此3箇月停止方申請することを約し、暫定的了解成立を見るに至れり。

該增稅は商務當局の議會聲明に明白なる如く、カルテルとの協定促進の爲全く政策的に行はれたるものなる故、此當業團體の增稅停止申請が當現するは既定の方針と解せらる。

(東京着昭和10年5月2日在倫敦松山商務參事官來電)

主要製鐵所に於ける昭和10年3月分鐵鋼材生産高調(商工省鐵山局)(単位t)

種別	3月分			累計			
	昭和10年	昭和9年	増減	昭和10年	昭和9年	増減	%
銑鐵(内、満洲)	180,472	160,611	19,861	514,251	461,630	52,621	11
普普通通向鋼片	44,977	39,595	5,382	139,011	114,751	24,260	21
販賣向シートバーアイ	393,146	319,339	73,807	1,098,961	887,743	211,218	23
鍛鋼品	7,863	6,606	1,257	30,078	21,341	8,737	-40
普通鋼壓延鋼材	13,196	13,426	-230	39,262	38,755	507	1
	5,288	5,459	-171	14,892	16,397	-1,505	9
	322,494	249,880	72,614	895,410	678,094	217,316	32
普通壓延鋼材内譯							
厚0.7mm以下鋼板	28,426	33,218	-4,792	82,734	70,613	12,121	17
其他鋼板	63,896	46,383	17,513	178,670	136,667	42,003	30
鉄棒	8,329	3,966	4,363	23,211	9,204	14,007	152
形鋼	80,435	50,527	29,908	227,306	146,281	81,025	55
軌道	49,999	32,642	17,357	129,608	89,126	40,482	45
線鋼	32,585	34,225	-1,640	98,475	91,481	7,044	7
其の他	37,747	35,225	2,522	100,119	95,600	4,519	4
	16,602	10,626	5,976	43,310	30,118	13,192	43
	4,475	3,068	1,407	11,977	90,540	2,923	32

備考 増減中一印は減を示す

昭和10年3月中重要生産月報抜萃(商工大臣官房統計課)

品名	生産額	3月中	前月中	前年同月	1月以降累計	
					昭和10年	昭和9年
金銀銅鉛	(gr)	1,231,832	1,300,193	1,140,243	2,532,025	2,227,641
	(gr)	18,115,898	18,701,758	16,546,957	36,546,957	32,536,420
	(kg)	5,480,698	5,420,056	5,432,892	10,900,754	10,539,516
	(kg)	545,359	492,188	556,967	1,037,547	1,101,677
錫鉛	(kg)	2,268,733	2,568,014	2,147,233	4,836,747	4,577,439
	(kg)	130,011	128,634	76,052	258,645	144,218
硫化物	黃鐵	10,682	11,503	8,600	22,185	17,626
	鐵礦	95,016	103,207	84,660	198,223	190,141
硫酸	メタル	342,398	371,319	368,429	713,717	771,033
セメント	安息炭	67,449	71,494	52,771	138,943	109,196
石油	石炭	2,736,901	2,789,933	2,777,993	5,526,834	5,597,951
	石油(原油)	240,585	275,114	157,668	515,699	336,647